

令和7年度

学 生 便 覧

神戸大学大学院医学研究科

目 次（令和7年度掲載版）

I. 沿 革

II. 使命・憲章・ビジョン・ポリシー等

III. 教学規則等

1. 神戸大学教学規則
2. 神戸大学共通細則
3. 交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について

IV. 大学院医学研究科規則等

1. 神戸大学大学院医学研究科規則
2. 神戸大学大学院医学研究科の講座に置く教育研究分野（部門）及び医科学専攻の授業科目に関する内規
3. 神戸大学外学院医学研究科医療創成工学専攻の講座に置く教育研究分野に関する内規
4. 医学研究科授業科目のナンバリング（令和7年度）
5. 神戸大学学位規程
6. 神戸大学学位規程医学研究科細則
7. 神戸大学学位規程医学研究科医療創成工学専攻細則
8. 神戸大学大学院医学研究科学位論文評価基準
9. 神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項
10. 神戸大学大学院医学研究科BMS専攻における成績評価に関する申合わせ
11. 神戸大学大学院医学研究科医科学専攻における成績評価に関する申合わせ
12. 神戸大学大学院医学研究科医療創生工学専攻における成績評価基準等に関する申合わせ
13. 医学研究科において開講する授業科目に係る学生からの成績評価に対する申し立て手続きについての申合せ
14. 神戸大学大学院医学研究科外国人特別学生入学選考規程
15. 神戸大学大学院医学研究科研究生規程

V. その他学内諸規則等

1. 神戸大学医学部附属病院規則
2. 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程
3. 神戸大学学生健康診断規程
4. 神戸大学学生懲戒規則
5. 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

VI. 学生生活関係

1. 奨学金制度
2. 授業料免除制度
3. 学生の心得
4. 学生アカウント利用上の注意
5. 敷地内等禁煙に関する誓約書
6. 飲酒に関する注意喚起について
7. 学生がかかわる事件・事故等対応マニュアル

VII. 付 録

1. 楠地区建物等配置図

医学研究科の理念、A P ・ D P ・ C P

理念

神戸大学大学院医学研究科は、人間性豊かで高い倫理観ならびに探求心と創造性を有する科学者としての視点を持つ医師/医学研究者を育成するために国際的に卓越した教育を提供することを基本理念としている。

この教育理念に基づき次のような教育目的を達成する。

教育目的

- 1) 豊かな人間性、高い倫理観ならびに高度な専門知識・技能を身につけた医師/医学研究者の育成
- 2) 旺盛なる探求心と創造性を有する科学者としての視点を持った医師/医学研究者の育成
- 3) 国際的に活躍できる優れた医師/医学研究者の育成
- 4) この理念および目的の達成、またさらなる医学研究科・医学科の飛躍のため平成13年度より本学科の大学院講座化（部局化）が施行され、医学科と大学院を通しての一貫した研究教育指導体制の確立を目指している。

アドミッション・ポリシー

【バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）】

バイオメディカルサイエンス専攻は、国際的医療産業都市を志向する神戸に立地する大学院修士課程として、生命科学と医学の国際的・先端的な研究・教育の拠点となる事を目指している。そのために、意欲と協調性を有する次のような学生を求めている。

医学研究科修士課程の求める学生像

1. 国際的に活躍する生命科学・医学研究者を目指す学生
〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕
2. 他分野の専門知識を生命科学・医学領域に応用・発展させたい学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕
3. 先端的な生命科学・医学的知識及び技術を学びたい学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕
4. バイオ・医学・医療等の関連産業において活躍したい学生
〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕

以上のような学生を選抜するために、医学研究科修士課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、以下の選抜において様々な要素を測ります。

一般入試では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

【医療創成工学専攻（博士課程前期課程）】

1. 新たな医療機器等を創出することで社会へ貢献することに強い意欲を持つ学生
2. 生命倫理を重んじ、医療技術が個人及び社会へ及ぼす影響について理解できる学生
3. 思考力を持ち、既成概念にとらわれず、創造的な発見や課題探求に喜びを見いだせる学生
4. 旺盛な好奇心を持ち、異分野との交流を積極的に行う主体性とコミュニケーション力を有する学生

【医科学専攻（博士課程）】

医科学専攻は、国際的医療産業都市を志向する神戸に立地する大学院博士課程として、生命科学と医学の国際的・先端的な研究・教育の拠点となることを目指している。そのために、意欲と協調性を有する次のような学生を求めている。

医学研究科博士課程の求める学生像

1. 生命科学・医学研究者として国際的に活躍したい学生
〔求める要素：主体性・協働性，関心・意欲〕
2. 高度な専門知識と技能を持った臨床医を目指す学生

〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕

3. バイオ・医学・医療等の関連産業において活躍したい学生

〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕

4. 先端的な生命科学・医学的知識及び技術を学びたい学生

〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕

5. 企業・病院・公的機関等に在籍しながら研究を行い，博士号取得を目指す学生

〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕

以上のような学生を選抜するために，医学研究科博士課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，以下の選抜において様々な要素を測ります。

一般入試、社会人入試、外国人特別入試では，「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

【医療創成工学専攻（博士課程後期課程）】

1. 新たな医療機器等を創出することで社会へ貢献することに強い意欲を持つ学生

2. 生命倫理を重んじ、医療技術が個人及び社会へ及ぼす影響について理解できる学生

3. 思考力を持ち、既存概念にとらわれず、創造的な発見や課題探求に喜びを見いだせる学生

4. 旺盛な好奇心を持ち、異分野との交流を積極的に行う主体性とコミュニケーション力を有する学生

5. 高い基礎学力を持ち、実践的な体験と高度で専門的な学識の修得から、自らの創造的開発能力の醸成に強い意欲をもつ学生

学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学大学院医学研究科は、神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、人間性豊かで高い倫理観並びに探求心と創造性を有する科学者としての視点を持ち、国際的に活躍できる優れた医師・医学研究者を育成することを目的としている。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従い学位を授与する。

【バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）】

学位：修士（バイオメディカルサイエンス）

本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格する。

神戸大学のディプロマ・ポリシーに加え、修了までに、本専攻学生が課程を通じて達成を身につけるべき能力は次のとおりとする。

- ・生命医科学における深い学識と高度な専門的能力を備える。
- ・旺盛なる探求心と創造性を有する科学者の視点をもって新しい課題に取り組むことができる。
- ・豊かな教養と高い倫理観を身につけている。
- ・研究により自ら見出した新しい知見を、論理的かつ明瞭な言葉により表現し、必要に応じて国際的に発信できる。

【医療創成工学専攻（博士課程前期課程）】

学位：修士（医工学）

本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格する。

神戸大学のディプロマ・ポリシーに加え、修了までに本専攻学生が課程を通じて達成を目指す身につけるべき能力は次のとおりとする。

1. 基本的な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出できる能力
2. ニーズを満たすための医療機器の「概念」を創造する能力
3. ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力
4. 基礎的なものづくりの能力
5. 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解のもと、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を発信する能力

【医科学専攻（博士課程）】

学位：博士（医学）

本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格する。

神戸大学ディプロマ・ポリシーに加え、修了までに、本専攻学生が課程を通じて達成を目指す身につけるべき能力は次のとおりとする。

- ・医師・医学研究者として高度な専門知識・技術を身につけている。
- ・旺盛なる探求心と創造性を有する科学者としての視点を持って新しい課題に取り組むことができる。
- ・豊かな教養と高い倫理観を身につけ、知性、理性及び感性が調和した医師・医学研究者として行動できる。
- ・多様な価値観を尊重し、異文化への理解と優れたコミュニケーション能力を兼ね備えた医師・医学研究者として国際的に活躍できる。

【医療創成工学専攻（博士課程後期課程）】

学位：博士（医工学）

本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格する。

神戸大学のディプロマ・ポリシーに加え、修了までに本専攻学生が課程を通じて達成を目指す身につけるべき能力は次のとおりとする。

1. 医療機器開発に必要な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出し、適切なシーズと結びつける能力
2. ニーズを満たすとともに社会実装できる医療機器の「概念」を創造する能力
3. ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の開発初期から製品化に至る過程で生じる課題を解決し、「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力
4. 医療機器の開発を主導し、チームをマネジメントできる能力
5. 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解のもと、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を国際的に発信する能力

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医学研究科では、本研究科の「教育目的」及び「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、以下のとおり体系的なカリキュラムを編成する。

【バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）】

本専攻では、それぞれの研究分野に精通した専門家であると同時に生命医科学全体にわたって広くかつ深く理解することのできる人材を育成することを目指して、修士課程を一専攻（バイオメディカルサイエンス専攻）で構成している。

1. 「人間性」、「創造性」を身につけることができるよう本科コースでは、すべての学生が履修する共通の科目として「バイオメディカルサイエンスA」、「バイオメディカルサイエンスB」、「社会医学」、「生命倫理・安全」を開設し、地域密着型医学物理スペシャリスト養成コースでは、すべての学生が履修する共通の科目として、「共通特論Ⅰ」、「共通特論Ⅱ」を開設する。
2. 「専門性」を身につけることができるよう、以下の科目を開設する。
 - ・生命医科学における深い学識と高度な専門的能力を身につけることができるよう必要と認める科目を開設し、地域密着型医学物理スペシャリスト養成コースでは、放射線治療の基礎知識や最新の治療方法を身につけることができるよう必要と認める科目を開設する。
 - ・旺盛なる探求心と創造性を有する科学者の視点をもって新しい課題に取り組むことができる能力を身につけることができるよう「バイオメディカルサイエンス特別研究」を開設し、修士論文に係る研究指導を行う。
 - ・豊かな教養と高い倫理観を身につけることができるよう必要と認める科目を開設する。
3. 「国際性」を身につけることができるよう以下の科目を開設する。
 - ・研究により自ら見出した新しい知見を、論理的かつ明瞭な言葉により表現し、必要に応じて国際的に発信できる能力を身につけることができるよう「科学英語」を開設する。

これらの能力を養うため、必修科目により生命医科学研究の基礎知識を習得し、選択必修科目により自己の研究領域の専門知識と研究・実験技法を習得できる体系的な教育課程を編成している。学位論文は、これらの知識や技能を活用し、必要な研究指導を受けて作成する。

なお、学習の成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に則して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

- ・特別研究・演習・実習については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

【医療創成工学専攻（博士課程前期課程）】

医学研究科の「教育目的」及び「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、以下のとおり体系的なカリキュラムを編成する。

1. 基本的な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出できる能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「専門性」）
 - ・医学研究科選択科目
 - ・医療機器コンセプト創造学特論、医療機器コンセプト創造実習、ニーズ探索臨床現場実習
2. ニーズを満たすための医療機器の「概念」を創造する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「専門性」）
 - ・医療機器コンセプト創造学特論、医療機器社会実装学特論
 - ・医療機器コンセプト創造演習、医療機器コンセプト創造実習
 - ・問題解決基礎演習、ニーズ探索臨床現場実習
3. ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「創造性」、「専門性」）
 - ・医療機器コンセプト創造学特論、医療機器コンセプト創造演習、医療機器コンセプト創造実習
 - ・ものづくり実習、工学研究科選択科目
 - ・インターンシップ
4. 基礎的なものづくりの能力を身につけさせるための科目を設定する。（「創造性」、「専門性」）
 - ・ものづくり実習
 - ・医療機器・システム設計概論、医療機器・システム設計演習
5. 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解のもと、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を発信する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「国際性」、「専門性」）
 - ・医療機器レギュラトリーサイエンス学特論、医療機器ビジネス学特論、医療機器品質マネジメント学特論、医療機器社会実装学特論
 - ・医療機器・システム英語特別講義Ⅰ、医療機器・システム英語特別講義Ⅱ
 - ・特別研究

なお、これらの科目は、講義・演習・実習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせて行う。学位論文もしくは特定の課題についての研究

の成果はこれらの科目により修得した知識や技能を活用し、必要な研究指導を受けて作成する。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・特別研究、演習、実習については、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

【医科学専攻（博士課程）】

本専攻では、それぞれの研究分野に精通した専門家であると同時に医科学全体にわたって広くかつ深く理解することのできる優秀な指導的立場の人材を育成することを目指して、博士課程を一専攻（医科学専攻）で構成している。

1. 「人間性」を身につけることができるよう「共通基礎科目」を開設する。
2. 「創造性」を身につけることができるよう「医学研究先端講義」、「大学院特別講義」を開設する。
3. 「専門性」を身につけることができるよう、以下の科目を開設する。
 - ・医師・医学研究者としての高度な専門知識・技術を身に付けることができるよう必要と認める科目を開設する。
 - ・旺盛なる探求心と創造性を有する科学者としての視点を持って新しい課題に取り組むことができる能力を身につけることができるよう「専門科目」を開設し、博士論文に係る研究指導を行う。
 - ・豊かな教養と高い倫理観を身につけ、知性、理性及び感性が調和した医師・医学研究者として行動できる能力を身につけることができるよう必要と認める科目を開設する。
4. 「国際性」を身につけることができるよう以下の科目を開設する。
 - ・多様な価値観を尊重し、異文化への理解と優れたコミュニケーション能力を兼ね備えた医師・医学研究者として国際的に活躍できる能力を身につけることができるよう必要と認める科目を開設する。

これらの能力を養うため、共通科目において医学研究の基礎知識や実験手技を習得し、加えて専門家による医学研究の最先端の知見を学ぶ。また専門科目において履修プログラム毎の科目を履修することにより、自己の研究領域の専門知識や研究、或いは高度な診療手技等が修得できる体系的な教育課程を編成している。学位論文は、これらの知識や技能を活用し、必要な研究指導を受けて作成する。

なお、学習の成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・特別研究・演習・実習については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

【医療創成工学専攻（博士課程後期課程）】

医学研究科の「教育目的」及び「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、以下のとおり体系的なカリキュラムを編成する。

1. 医療機器開発に必要な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出し、適切なシーズと結びつける能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「専門性」）
 - ・先端医学シリーズ、先端医学トピックス
2. ニーズを満たすとともに社会実装できる医療機器の「概念」を創造する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「専門性」）
 - ・プロジェクトマネジメント学特論、ビジネスプランニング学特論、アントレプレナー・リーダーシップ学特論
3. ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の開発初期から製品化に至る過程で生じる課題を解決し、「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「創造性」、「専門性」）
 - ・先端医工学トピックス
 - ・特別研究
4. 医療機器の開発を主導し、チームをマネジメントできる能力を身につけさせるための科目を設定する。（「創造性」、「専門性」）
 - ・プロジェクトマネジメント学特論、ビジネスプランニング学特論、アントレプレナー・リーダーシップ学特論、医療機器国際開発特論
5. 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解のもと、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を国際的に発信する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「国際性」、「専門性」）
 - ・大学院特別英語
 - ・特別研究

なお、これらの科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせて行う。学位論文はこれらの科目により修得した知識や技能を活用し、必要な研究指導を受けて作成する。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多元的、括的な方法で到達度を判定する。
- ・特別研究については、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

Ⅲ. 教学規則等

1. 神戸大学教学規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 9 条)

第 2 章 学部

第 1 節 入学(第 10 条―第 21 条)

第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第 22 条―第 39 条)

第 3 節 留学及び休学(第 40 条―第 44 条)

第 4 節 退学及び除籍(第 45 条―第 47 条)

第 5 節 卒業要件及び学士の学位(第 48 条・第 49 条)

第 6 節 授業料(第 50 条―第 54 条)

第 7 節 賞罰(第 55 条・第 55 条の 2)

第 3 章 大学院

第 1 節 入学(第 56 条―第 62 条)

第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第 63 条―第 71 条)

第 3 節 準用規定(第 72 条―第 77 条)

第 4 章 学位プログラム(第 77 条の 2)

第 5 章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生(第 78 条―第 83 条)

第 6 章 特別の課程(第 83 条の 2)

第 7 章 授業料, 入学料及び検定料の額(第 84 条・第 84 条の 2)

第 8 章 教育職員免許状(第 85 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 29 条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は, 神戸大学教育憲章(平成 14 年 5 月 16 日制定)に則り, 行うものとする。

(学部)

第 3 条 本学の学部置く学科は, 次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科, 発達コミュニティ学科, 環境共生学科, 子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

理学部 数学科, 物理学科, 化学科, 生物学科, 惑星学科

医学部 医学科, 医療創成工学科, 保健学科

工学部 建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 応用化学科

システム情報学部 システム情報学科

農学部 食料環境システム学科, 資源生命科学科, 生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科医療創成工学専攻，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

(休業日)

第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

夏季休業 8 月 8 日から 9 月 30 日まで

冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第 1 項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第 2 章 学部

第 1 節 入学

(入学許可)

第 10 条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第 17 条に規定する入学手続を完了した者(第 18 条の規定により入学料の免除を申請している者及び第 19 条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和 23 年文部省告示第 47 号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(早期入学)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成 13 年文部科学省告示第 167 号)

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

(6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 高等専門学校を卒業した者

(2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者

第13条の2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(転入学)

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

第 16 条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

(1) 学部入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2) 学部入学試験において入学の出願を受理した後、本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。

(4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

3 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第 5 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 2 項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣誓)

第 21 条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第 2 節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第 22 条 学部は、学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に 3 年以上在学した者(施行規則第 149 条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限は 6 年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第 23 条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第 83 条の 2 に規定する特別の課程の履修生(以下「特別の課程履修生」という。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の 2 分の 1 を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第 24 条 学生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

2 第 22 条第 4 項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第 25 条 学部は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第 26 条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第 1 項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前 4 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第 28 条 第 26 条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。)で定める。

2 第 26 条第 2 項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第 30 条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第 31 条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 27 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 日本語等授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第 33 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第 33 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院(博士課程後期課程及び医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

3 前 2 項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和 5 年 9 月 26 日制定)で定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

- 5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第 39 条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第 3 節 留学及び休学

(留学)

第 40 条 第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 22 条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第 41 条 学生が、疾病その他の理由により、3 か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第 41 条の 2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、第 60 条第 1 項の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第 42 条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第 43 条 学生で、疾病により 3 か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第 44 条 休学の期間は、通算して 3 年を超えることはできない。ただし、第 41 条の 2 に規定する学生の休学期間の通算については、8 年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第 4 節 退学及び除籍

(退学)

第 45 条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学科等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第 18 条又は第 19 条の規定により入学科の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学科料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学科又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学科料又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第 48 条 卒業の要件は、第 22 条に定める期間在学し、124 単位(医学部医学科にあっては、188 単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 27 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、124 単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第 1 項に規定する授業により 64 単位(医学部医学科にあっては、128 単位)以上を修得しているときは、60 単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第 6 節 授業料

(授業料の納期)

第 50 条 授業料は、次の 2 期に分け、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期(4 月から 9 月まで)	4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後期(10 月から 3 月まで)	10 月 1 日から 10 月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第 1 項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第 2 項又は第 3 項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

- (1) 第 2 項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第 45 条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第 41 条第 1 項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額(授業料の免除)

第 51 条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。
(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期の中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)で定める。

(懲戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

第 3 章 大学院

第 1 節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)

(9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第 57 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

(1) 大学に 3 年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第 58 条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 3 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第 74 条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(医学研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

第 59 条 医学研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進学)

第61条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

第2節 修業年限、教育方法、修了要件等

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース)1年

- 4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科医療創成工学専攻，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。
- 5 医学研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は，4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3年とする。
- （教育課程）

第63条の2 大学院（専門職大学院を除く。）は，学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき，必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は，学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき，必要な授業科目を，産業界等と連携しつつ，自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第64条 大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。
- （他大学大学院等の研究指導）

第65条 教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，1年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは，外国の大学院又は研究所等との協定に基づき，後期課程の学生に，本学と当該外国の大学院又は研究所等において，共同の研究指導を受けさせることがある。

（研究指導のための留学）

第66条 前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は，第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に2年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1年履修コース）にあつては，1年）以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第75条において読み替えて準用する第36条（第2項を除く。）の規定により本学に入学する前に修得した単位（第56条又は第57条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて，当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（博士課程の修了要件）

第 68 条 博士課程(医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

4 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位(第 59 条又は第 60 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第 69 条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第 3 項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第 3 項に規定する単位については、第 74 条、第 74 条の 2、第 74 条の 3 及び第 75 条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。

6 認定連携法曹基礎課程(本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30 単位」とあるのは、「46 単位」とする。

(学位論文及び最終試験)

第 70 条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第 71 条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第 3 節 準用規定

(準用規定)

第 72 条 第 12 条(入学期)、第 14 条(転入学)、第 15 条(再入学)、第 16 条(入学志願)、第 17 条(入学手続)、第 18 条(入学料の免除)(第 2 項を除く。)、第 19 条(入学料の徴収猶予等)、第 20 条(死亡等による入学料の免除)、第 21 条(宣誓)、第 22 条(修業年限)(第 1 項、第 2 項及び第 3 項を除く。)、第 24 条(在学年限)、第 27 条(授業の方法)、第 31 条(単位の授与)、第 32 条(単位の基準)(第 2 項及び第 3 項を除く。)、第 33 条(他学部の授業科目の履修)、第 38 条(転学部)、第 39 条(転学科)、第 45 条(退学)、第 46 条(疾病等による除籍)、第 47 条(入学料等未納による除籍)、第 50 条から第 54 条まで(授業料)、第 55 条(表彰)及び第 55 条の 2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第 24 条を準用する場合において、医学研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第 73 条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第 29 条第 1 項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第 73 条の 2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第 30 条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第 30 条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第 74 条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第 34 条を準用する。この場合において、同条第 3 項中「60 単位」とあるのは、「15 単位(法科大学院学生にあつては 30 単位(ただし、93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第 4 項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第 5 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 74 条の 2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第 34 条の 2 を準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 2 項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第 3 項中「60 単位」とあるのは、「15 単位(法科大学院学生にあつては 30 単位(ただし、93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第 4 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第 74 条の 3 第 83 条の 2 の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第 35 条を準用する。この場合において、同条第 1 項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第 83 条の 2 の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第 56 条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修」と、同条第 2 項中「第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「第 74 条の 3 において読み替えて準用する第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項」と、「60 単位」とあるのは「15 単位(法科大学院学生にあつては 30 単位(ただし、93 単位を超え

る単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第 3 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 75 条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第 36 条(第 2 項を除く。)を準用する。この場合において、同条第 1 項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 75 条において読み替えて準用する第 1 項」と、「第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位」とあるのは、「15 単位を超えないものとし、かつ、第 74 条において読み替えて準用する第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 74 条の 2 において読み替えて準用する第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 74 条の 3 において読み替えて準用する前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては 15 単位、法科大学院学生にあつては 30 単位(第 74 条、第 74 条の 2 及び第 74 条の 3 の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。))」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「第 75 条において読み替えて準用する第 1 項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

第 76 条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第 40 条を準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 34 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 74 条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第 2 項中「第 22 条」とあるのは「第 63 条」と読み替えるものとする。

(休学)

第 77 条 大学院学生の休学に関しては、第 41 条第 1 項、第 42 条、第 43 条及び第 44 条第 2 項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第 4 章 学位プログラム

(学位プログラム)

第 77 条の 2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第 78 条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則、研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第 79 条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第 80 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

(特別の課程)

第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 4 科目等履修生のうち、第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 6 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 8 章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中海事科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 1 条の規定による廃止前の神戸大学学則(以下「旧学則」という。)第 2 条第 2 項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学学則(以下「新規則」という。)第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成 16 年 3 月 31 日において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)附則第 17 条の規定に基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成 16 年 3 月 31 日において現に神戸商船大学に在学する者(以下「在学者」という。)が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。
海事科学部 商船システム学課程、輸送情報システム工学課程、海洋電子機械工学課程、動力システム工学課程
自然科学研究科
前期 2 年の課程 商船システム学専攻、輸送情報システム工学専攻、海洋電子機械工学専攻、動力システム工学専攻
後期 3 年の課程 海上輸送システム科学専攻、海洋機械エネルギー工学専攻
- 5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は、海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中発達科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条第 3 項、第 56 条、第 58 条及び第 59 条の改正規定は、平成 16 年 12 月 13 日から適用する。
- 3 国際文化学部コミュニケーション学科及び地域文化学科並びに発達科学部人間発達科学科、人間環境科学科及び人間行動・表現学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科哲学専攻、芸術学芸術史専攻、社会学専攻、史学専攻、国文学専攻及び英米文学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 17 年 11 月 22 日)

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項第 2 号及び第 56 条第 2 号の規定については、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 22 日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第 47 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 12 月 26 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

この規則は、平成 19 年 3 月 20 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第 67 条の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 工学部建設学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科文化基礎専攻及び文化動態専攻、総合人間科学研究科コミュニケーション学専攻、地域文化学専攻、人間発達科学専攻、人間環境科学専攻、人間行動・表現学専攻、人間形成科学専攻、コミュニケーション科学専攻及び人間文化科学専攻、文化科学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻並びに自然科学研究科数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、地球惑星科学専攻、建設学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、応用化学専攻、情報知能工学専攻、応用動物学専攻、植物資源学専攻、生物環境制御学専攻、生物機能化学専攻、食料生産環境工学専攻、海事技術マネジメント学専攻、海上輸送システム学専攻、マリンエンジニアリング専攻、数物科学専攻、分子物質科学専攻、地球惑星システム科学専攻、情報・電子科学専攻、機械・システム科学専攻、地域空間創生科学専攻、食料フィールド科学専攻、海事科学専攻、生命機構科学専攻及び資源生命科学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日)

この規則は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条第 3 項、第 10 条第 8 号、第 11 条第 1 項第 5 号、第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 22 条第 1 項、第 56 条第 2 号及び第 8 号、第 58 条第 1 号、第 59 条第 6 号、第 68 条第 2 項並びに第 69 条第 2 項及び第 4 項の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農学部応用動物学科、植物資源学科、生物環境制御学科、生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程、海上輸送システム学課程及びマリンエンジニアリング課程は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻及び保健学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科情報知能学専攻は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 22 年 10 月 26 日)

この規則は、平成 22 年 10 月 26 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営学研究科博士課程マネジメント・システム専攻、会計システム専攻、市場科学専攻及び現代経営学専攻は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日)

この規則は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 海事科学部海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 3 条の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 人間発達環境学研究科心身発達専攻、教育・学習専攻、人間行動専攻及び人間表現専攻は、改正後の新規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 25 年 10 月 29 日)

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 20 日)

この規則は、平成 26 年 5 月 20 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学部地球惑星科学科は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 3 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 理学研究科博士課程地球惑星科学専攻は、新規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 平成 27 年度から平成 29 年度までの理学部の惑星学科及び地球惑星科学科の総定員，平成 27 年度から平成 31 年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学生定員，平成 27 年度から平成 36 年度までのこれらの総定員並びに平成 27 年度の海事科学部グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科，海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科の総定員は，新規則別表の規定にかかわらず，附則別表第 1 のとおりとする。
- 5 平成 27 年度から平成 28 年度までの理学研究科の惑星学専攻及び地球惑星科学専攻の博士課程の専攻別の総定員は，新規則別表の規定にかかわらず，附則別表第 2 に掲げるとおりとする。

附則別表第 1(附則第 4 項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
平成 27 年度	理学部	惑星学科	35	35
		地球惑星科学科	－	105
	医学部	医学科	112	675
		計	272	1,335
	海事科学部	グローバル輸送科学科	80	240
		海洋安全システム科学科	40	120
		マリンエンジニアリング学科	80	300
		海事技術マネジメント学科	－	90
		海洋ロジスティクス科学科	－	50
	全学部合計		2,547	10,705
平成 28 年度	理学部	惑星学科	35	70
		地球惑星科学科	－	70
	医学部	医学科	112	684
		計	272	1,344
	全学部合計		2,547	10,714
平成 29 年度	理学部	惑星学科	35	105
		地球惑星科学科	－	35
	医学部	医学科	112	691
		計	272	1,351
	全学部合計		2,547	10,721
平成 30 年度	医学部	医学科	112	695
		計	272	1,355
	全学部合計		2,547	10,725
平成 31 年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,357
	全学部合計		2,547	10,727
平成 32 年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,345
	全学部合計		2,535	10,715
平成 33 年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,333
	全学部合計		2,535	10,703
平成 34 年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,321
	全学部合計		2,535	10,691
平成 35 年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,309
	全学部合計		2,535	10,679
平成 36 年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,297

	全学部合計	2,535	10,667
--	-------	-------	--------

附則別表第2(附則第5項関係)

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	後期
			専攻別	専攻別
平成27年度	理学研究科	惑星学専攻	24	7
		地球惑星科学専攻	24	14
平成28年度	理学研究科	惑星学専攻	48	14
		地球惑星科学専攻	-	7

附 則(平成27年9月29日)

この規則は、平成27年9月29日から施行する。

附 則(平成28年3月22日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻及び別表の改正規定により入学定員を改める博士課程前期課程の専攻の平成28年度の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表に掲げるとおりとする。

附則別表(附則第3項関係)

年度	区分		総定員	
			修士課程	博士課程
				前期
			専攻別	専攻別
平成28年度	人文学研究科	文化構造専攻		37
		社会動態専攻		57
	国際文化学研究科	文化相関専攻		38
		グローバル文化専攻		59
	人間発達環境学研究科	人間発達専攻		103
		人間環境学専攻		76
	法学研究科	理論法学専攻		53
	保健学研究科	保健学専攻		110
	工学研究科	建築学専攻		129
		市民工学専攻		85
		電気電子工学専攻		129
		機械工学専攻		154
		応用化学専攻		143
	システム情報学研究科	情報科学専攻		49
	農学研究科	食料共生システム学専攻		53
		生命機能科学専攻		109
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	40	

附 則(平成 28 年 6 月 21 日)

この規則は、平成 28 年 6 月 21 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際文化学部国際文化学科並びに発達科学部人間形成学科、人間行動学科、人間表現学科及び人間環境学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 29 年度から平成 31 年度までの国際人間科学部及び別表の改正規定により入学定員を改める学科の総定員並びに学部の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 1 のとおりとする。
- 4 平成 29 年度から平成 31 年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 1(附則第 3 項関係)

年度	区分		総定員
平成 29 年度	文学部	人文学科	445
		グローバル文化学科	140
	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100
		環境共生学科	80
		子ども教育学科	50
		学部計	370
	理学部	数学科	103
		化学科	105
		生物学科	85
		学部計	623
	工学部	建築学科	363
		市民工学科	243
		電気電子工学科	363
		機械工学科	403
		応用化学科	406
		情報知能工学科	407
		学部計	2,225
	農学部	食料環境システム学科	141
		資源生命科学科	214
		生命機能科学科	255
		学部計	630
	全学部合計		10,638
平成 30 年度	文学部	人文学科	430
		グローバル文化学科	280
	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	200
		環境共生学科	160
		子ども教育学科	100
		学部計	740
	理学部	数学科	106
		化学科	110
		生物学科	90
		学部計	636
	工学部	建築学科	366

平成 31 年度		市民工学科	246
		電気電子工学科	366
		機械工学科	406
		応用化学科	412
		情報知能工学科	414
		学部計	2, 250
	農学部	食料環境システム学科	142
		資源生命科学科	216
		生命機能科学科	262
		学部計	640
	全学部合計		10, 621
	文学部	人文学科	415
	国際人間科学部	グローバル文化学科	420
		発達コミュニティ学科	300
		環境共生学科	240
		子ども教育学科	150
		学部計	1, 120
	理学部	数学科	109
		化学科	115
		生物学科	95
		学部計	649
	工学部	建築学科	369
		市民工学科	249
		電気電子工学科	369
		機械工学科	409
		応用化学科	418
		情報知能工学科	421
		学部計	2, 275
	農学部	食料環境システム学科	143
		資源生命科学科	218
		生命機能科学科	269
		学部計	650
	全学部合計		10, 604

附則別表第 2 (附則第 4 項関係)

年度	区分		総定員		
			博士課程		
			前期	後期	
			専攻別	専攻別	専攻別
平成 29 年度	経済学研究科	経済学専攻		64	
	医学研究科	医科学専攻			334
	海事科学研究科	海事科学専攻	135		
	国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	
		地域協力政策専攻		26	
		研究科計		73	
	全博士課程合計		2, 427	893	334

平成 30 年度	経済学研究科	経済学専攻		62	
	医学研究科	医科学専攻			356
	国際協力研究科	国際開発政策専攻		25	
		地域協力政策専攻		25	
		研究科計		71	
	全博士課程合計			889	356
平成 31 年度	医学研究科	医科学専攻			378
	全博士課程合計				378

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法学研究科理論法学専攻及び政治学専攻は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 30 年度の医学部及び医学部保健学科の総定員並びに全学部総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第 1 に掲げるとおりとする。
- 4 平成 30 年度から平成 31 年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び全博士課程の総定員の合計は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第 2 に掲げるとおりとする。

附則別表第 1(附則第 3 項関係)

年度	区分		総定員
平成 30 年度	医学部	保健学科	650
		学部計	1,275
	全学部合計		10,577

附則別表第 2(附則第 4 項関係)

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	後期
			専攻別	専攻別
平成 30 年度	法学研究科	法学政治学専攻	37	18
	経営学研究科	経営学専攻		100
	理学研究科	生物学専攻		20
		惑星学専攻		20
		研究科計		85
	保健学研究科	保健学専攻	118	
	システム情報学研究科	計算科学専攻		22
	農学研究科	食料共生システム学専攻		17
		生命機能科学専攻		32
		研究科計		73
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		10
	全博士課程合計		2,412	
平成 31 年度	法学研究科	法学政治学専攻		36
	経営学研究科	経営学専攻		98
	理学研究科	生物学専攻		19
		惑星学専攻		19
		研究科計		83

	システム情報学研究科	計算科学専攻		20
	農学研究科	食料共生システム学専攻		16
		生命機能科学専攻		31
		研究科計		71
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		20

附 則(平成 31 年 2 月 26 日)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度から令和 8 年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第 2 項関係）

年度	区分		入学定員	総定員
令和 2 年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和 3 年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和 4 年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和 5 年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和 6 年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603
令和 7 年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和 8 年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

附 則(令和 2 年 7 月 28 日)

この規則は、令和 2 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 29 日)

この規則は、令和 2 年 9 月 29 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

附 則(令和 2 年 12 月 1 日)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定中、工学部に係る部分は令和4年4月1日から、海洋政策科学部に係る部分は令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第19条、第20条、第47条及び第50条の規定は、令和3年3月1日から適用する。
- 3 海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科及びマリンエンジニアリング学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 令和3年度から令和5年度までの海洋政策科学部海洋政策科学科、海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科及びマリンエンジニアリング学科の総定員及び学部の新定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第4項関係)

年度	区分		総定員
令和3年度	海洋政策科学部	海洋政策科学科	200
		3年次編入学定員	—
		学部計	200
	海事科学部	グローバル輸送科学科	240
		海洋安全システム科学科	120
		マリンエンジニアリング学科	240
		3年次編入学定員	20
		学部計	620
	全学部合計		10,639
令和4年度	海洋政策科学部	海洋政策科学科	400
		3年次編入学定員	—
		学部計	400
	海事科学部	グローバル輸送科学科	160
		海洋安全システム科学科	80
		マリンエンジニアリング学科	160
		3年次編入学定員	20
		学部計	420
	全学部合計		10,627
令和5年度	海洋政策科学部	海洋政策科学科	600
		3年次編入学定員	10
		学部計	610
	海事科学部	グローバル輸送科学科	80
		海洋安全システム科学科	40
		マリンエンジニアリング学科	80
		3年次編入学定員	10
		学部計	210
	全学部合計		10,615

附 則(令和4年3月29日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に EU エキスパート人材養成プログラムを履修している者については、改正後の第77条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和4年度から令和9年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和4年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和5年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和6年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和7年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603
令和8年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和9年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

附 則(令和4年5月24日)

この規則は、令和4年5月24日から施行する。

附 則(令和5年3月28日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 システム情報学研究科システム科学専攻、情報科学専攻及び計算科学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和5年度から令和10年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和5年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和6年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和7年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和8年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603
令和9年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和10年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

附 則(令和 5 年 9 月 26 日)

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 25 日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度から令和 11 年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第 1 のとおりとする。
- 3 令和 6 年度から令和 8 年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 1(附則第 2 項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和 6 年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和 7 年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和 8 年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和 9 年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603
令和 10 年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和 11 年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

附則別表第 2(附則第 3 項関係)

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	
			専攻別	専攻別
令和 6 年度	医学研究科		医科学専攻	420
	保健学研究科		保健学専攻	143
	システム情報学研究科		システム情報学専攻	175
	全博士課程合計		2,536	420
令和 7 年度	医学研究科		医科学専攻	440
	全博士課程合計			440
令和 8 年度	医学研究科		医科学専攻	460
	全博士課程合計			460

附 則(令和 7 年 3 月 24 日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定中、文学部に係る部分は令和 8 年 4 月 1 日から、工学部及び医学部医療創成工学科に係る部分並びに第 13 条の 2 の改正規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第26条及び第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 工学部情報知能工学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 令和7年度から令和9年度までのシステム情報学部及び医学部医療創成工学科並びに別表の改正規定により入学定員又は編入学定員を改める学科の総定員、令和7年度から令和12年度までの医学部医学科の入学定員及び総定員並びに全学部の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和7年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	410
		子ども教育学科	50	204
		学部計	370	1,500
	医学部	医学科	113	698
		医療創成工学科	25	25
		保健学科	70	—
		看護学専攻学科計	—	630
		学部計	288	1,353
	工学部	建築学科	90	369
		市民工学科	60	249
		電気電子工学科	90	369
		機械工学科	100	409
		応用化学科	103	421
		情報知能工学科	—	321
		学部計	443	2,178
	システム情報学部	システム情報学科	150	150
		学部計	150	150
	全学部合計		2,574	10,683
令和8年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	410
		子ども教育学科	50	204
		学部計	370	1,500
	医学部	医学科	100	686
		医療創成工学科	25	50
		保健学科	70	—
		看護学専攻学科計	—	620
		学部計	275	1,356
	工学部	建築学科	90	366
		市民工学科	60	246
		電気電子工学科	90	366
		機械工学科	100	406
		応用化学科	103	418
		情報知能工学科	—	214
		学部計	443	2,056
	システム情報学部	システム情報学科	150	300
		学部計	150	300
	全学部合計		2,561	10,714
令和9年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	407
		子ども教育学科	50	202
		学部計	370	1,495
	医学部	医学科	100	674
		医療創成工学科	25	80

		保 健 学 科	看護学専攻	70	—
			学科計	—	610
		学部計			275
	工学部	建築学科		90	363
		市民工学科		60	243
		電気電子工学科		90	363
		機械工学科		100	403
		応用化学科		103	415
		情報知能工学科		—	107
		学部計		443	1,931
		システム情報学部	システム情報学科		150
	学部計		150	453	
	全学部合計			2,561	10,745
	令和 10 年度	医学部	医学科	100	662
学部計			275	1,372	
全学部合計			2561	10,776	
令和 11 年度	医学部	医学科	100	650	
		学部計	275	1,360	
	全学部合計			2,561	10,764
令和 12 年度	医学部	医学科	100	638	
		学部計	275	1,348	
	全学部合計			2,561	10,752

別表

収容定員

1 学部

区分		入学定員		2 年次編入学定員		3 年次編入学定員		総定員	
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科	100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,490
	発達コミュニティ学科	100				2	2	404	
	環境共生学科	80				3	3	326	
	子ども教育学科	50						200	
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080
理学部	数学科	28	153			学科共通	25	112	662
	物理学科	35				25		140	
	化学科	30						120	
	生物学科	25						100	
	惑星学科	35						140	
医学部	医学科	100	275	5	5			625	1,335
	医療創成工学科	25				5	5	110	
	保健 学科	看護学専攻						600	
		検査技術科学専攻							
		理学療法専攻							
		作業療法専攻							
工学部	建築学科	90	443			3	3	366	1,806
	市民工学科	60				3	3	246	
	電気電子工学科	90				4	4	368	
	機械工学科	100				4	4	408	
	応用化学科	103				3	3	418	
システム情報学部	システム情報学科	150	150			3	3	606	606
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科共通	10	144	660
	資源生命科学科	55				10		220	
	生命機能科学科	69						276	
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820
合計			2,561		5		135		10,739

2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期		後期		前期						後期		前期		後期			
				専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計					専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20						34	88	24	60						
	社会動態専攻		27		12							54		36							
国際文化学研究科	文化関連専攻		18	47	6	15						36	94	18	45						
	グローバル文化専攻		29		9							58		27							
	人間発達専攻		51	91	11	17						102		33	51						

人間発達環境学 研究科	(1年履修コース)			4						4	17					
	人間環境学専攻			36	6					72	8	18				
法学研究科	法学政治学専攻			37	37	18	18			74	74	54	54			
	実務法律専攻							80	80					240	240	
経済学研究科	経済学専攻			83	83	20	20			166	16 6	60	60			
経営学研究科	経営学専攻			51	51	32	32			102	10 2	96	96			
	現代経営学専攻							69	69					138	138	
理学研究科	数学専攻			22	12	4	27			44	24	12	81			
	物理学専攻			24	2	5				48	4	15				
	化学専攻			28		6				56		18				
	生物学専攻			24		6				48		18				
	惑星学専攻			24		6				48		18				
医学研究科	バイオメディカル サイエンス専攻	25	25						50	50						
	医科学専攻							120	12 0					480	48 0	
	医療創成工学専攻			15	15	8	8			30	30	24	24			
保健学研究科	保健学専攻			79	79	25	25			158	15 8	75	75			
工学研究科	建築学専攻			64	31	8	42			128	63	24	12			
	市民工学専攻			42	6	6				84	2	18	6			
	電気電子工学専攻			64		8				128		24				
	機械工学専攻			76		10				152		30				
	応用化学専攻			70		10				140		30				
システム情報学 研究科	システム情報学専 攻			95	95	12	12			190	19 0	36	36			
農学研究科	食料共生システム 学専攻			26	12 0	5	23			52	24 0	15	69			
	資源生命科学専攻			42		8				84		24				
	生命機能科学専攻			52		10				104		30				
海事科学研究科	海事科学専攻			75	75	11	11			150	15 0	33	33			
国際協力研究科	国際開発政策専攻			26	70	8	23			52	14	24	69			
	国際協力政策専攻			22		7				44	0	21				
	地域協力政策専攻			22		8				44		24				
科学技術イノベ ーション研究科	科学技術イノベー ション専攻			40	40	10	10			80	80	30	30			
合計		25		1,285		303		120	149	50	2,566		909		480	378

2. 神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(可否の判定)

第 2 条 入学試験の可否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第 6 条 学生が、2 週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第 8 条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条 大学院における入学志願及び可否の判定については、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則(令和3年9月15日)

この細則は、令和4年4月1日から施行し、様式8号の改正規定中生年月日に係る部分は、平成30年4月1日から適用する。

様式 1 号

入 学 許 可 書		
受験番号		番
氏 名		
神戸大学	学部に入학을許可する。	
年	月	日
神戸大学長		

A4 (297mm×210mm)

様式 2 号

宣 誓 書		
私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。		
		年 月 日
神戸大学長	殿	
署名		

A4 (297mm×210mm)

様式 3 号

年 月 日	
神戸大学 殿	
学部	
学籍番号	学科
住 所	番
氏 名	
休 学 願	
下記のとおり休学したいので御許可願います。	
記	
1	理 由
2	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式 4 号

年 月 日	
神戸大学 殿	
学部	
学籍番号	学科
住 所	番
氏 名	
復 学 願	
下記のとおり復学したいので御許可願います。	
記	
1	理 由
2	復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は健康診断書（復学意見書）添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式 5 号

神戸大学 殿 学 部 学籍番号 本人住所 氏 名 退 学 願 下記のとおり退学したいので御許可願います。 記 1 理 由 2 退学年月日 年 月 日	年 月 日 学 科 番
---	--

注 病気の場合は診断書添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式 7 号

神戸大学 殿 学 部 学籍番号 住 所 氏 名 欠 席 届 下記のとおり欠席しますからお届けします。 記 1 理 由 2 期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日 学 科 番
--	--

注 疾病の場合は，診断書を添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 学 科	20 (令和)年 月 日入学・進学	学籍番号																		
研究科 課 程 専 攻	フリガナ																			
	ローマ字																			
	氏 名																			
	指導教員 (該当者のみ)	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)																		
生年月日		19 昭和 20 (平成)年 月 日生	外国籍																	
現 住 所 (入学後の住所)	Eメールアドレス																			
	自宅・下宿・寮・その他()	携帯	@																	
	〒		PC	@																
	大学が付与するアドレス以外を記入してください。																			
	住 所	都道府県																		
[固定電話]																				
[携帯電話]																				
本人の勤務先等 (該当者のみ)		名称	電話																	
履 学 歴 歴	年 月	立	高等学校卒業																	
	・																			
	・																			
	・																			
	認定試験等	・	高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験 年度 合格																	
	職 歴 そ の 他	・ ~ 年 月																		
保護者等の住所等 ※学生本人が 独立生計者の場合 は、世帯主の 氏名・住所等を 記入してください。	フリガナ																			
	氏 名	本人との続柄()																		
	〒																			
	住 所	都道府県																		
	[固定電話]																			
[携帯電話]																				
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックしてく ださい。	☐ 上記(保護者等の住所等)と同じ。(以下の記入不要)																			
	☐ 上記(保護者等の住所等)以外の連絡先がある。(以下に記入)																			
	フリガナ 氏 名	本人との続柄()																		
	[固定電話]																			
	[携帯電話]																			

注 1 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
2 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
3 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
4 この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導、大学運営や教育活動のために利用します。また、個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

学部長 殿
研究科長 殿

(4) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定
平成30年9月26日 全学教務委員会 一部改正
平成31年2月20日 全学教務委員会 一部改正
令和元年9月18日 全学教務委員会 一部改正
令和3年5月26日 全学教務委員会 一部改正
令和4年3月23日 全学教務委員会 一部改正
令和5年7月26日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1>六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

<2>楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

<3>名谷地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

<4>深江地区

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のそ

の後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、気象警報が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず、授業開講部局の長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、当該部局の授業等について、休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各部局のホームページ等により、あらかじめ周知する。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。
3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
7. この取扱いは、令和5年7月26日から適用する。

1. 神戸大学大学院医学研究科規則

(平成 20 年 3 月 18 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(専攻及び課程)

第 2 条 研究科に置く専攻及びその課程は、次のとおりとする。

専攻名	課程の別
バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
医科学専攻	博士課程
医療創成工学専攻	博士課程前期課程 博士課程後期課程

2 医科学専攻は、これを 4 年の博士課程(以下「博士課程」という。)とする。

3 医療創成工学専攻は、これを前期 2 年の博士課程(以下「前期課程」という。)及び後期 3 年の博士課程(以下「後期課程」という。)に区分する。

(教育研究上の目的)

第 3 条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) バイオメディカルサイエンス専攻

バイオメディカルサイエンス及び医学の先端的・学際的研究を推進するとともに、同分野における優れた研究者、教育者及び関連する産業分野において高度の専門的な学識をもって活躍できる人材の養成を目的とする。

(2) 医科学専攻

医学・生命科学領域における高度で先端的・学際的研究を推進するとともに、将来、医学・生命科学を担う優れた医学研究者並びにリサーチマインド及び高度な臨床技能を兼ね備えた臨床医(高度職業人)の養成を目的とする。

(3) 医療創成工学専攻

前期課程においては、臨床現場のニーズから医療機器のコンセプトを創造し、さらに基本的な設計と試作に必要な知識、経験、技能を身に付け、ものづくりの基礎となる工学的な素養と医学の基礎知識を併せ持つ、医療機器開発を主導することができる創造的開発人材の養成を目的とし、後期課程においては、プロジェクトマネジメント手法、経営の基礎、アントレプレナーシップなどを習得し、国際的な開発体験を通じて、患者目線や医療現場目線でニーズを察知・理解し、多職種で構成されたチームのリーダーとなって医療機器開発を推進できる人材の養成を目的とする。

(履修コース)

第 3 条の 2 バイオメディカルサイエンス専攻に次の履修コースを置く。

本科コース

次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース

(講座)

第4条 医科学専攻及び医療創成工学専攻に置く講座は、次のとおりとする。

(1) 医科学専攻

生理学・細胞生物学
生化学・分子生物学
病理学
微生物感染症学
地域社会医学・健康科学
未来医学
内科学
内科系
外科学
外科系

(2) 医療創成工学専攻

医療機器学

2 医科学専攻に次の履修プログラムを置く。

研究者育成プログラム
シグナル伝達基礎臨床融合プログラム
臨床研究エキスパート育成プログラム
医学研究国際プログラム
がんプロフェッショナル養成プログラム
デジタル医工創成学プログラム
連携大学院臨床研究医養成プログラム
早期研究スタートプログラム

(研究科長)

第5条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第5条の2 研究科に、副研究科長6人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第6条 研究科の各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長は、専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(修士課程・前期課程の入学資格)

第7条 修士課程又は前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
(修士課程・前期課程への早期入学)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者を、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、入学させることがある。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(博士課程の入学資格)

第 9 条 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学，歯学，薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が5年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 研究科において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの（後期課程の入学資格）

第9条の2 後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校，第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同

等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(博士課程への早期入学)

第10条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることがある。

(1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(進学)

第11条 神戸大学(以下「本学」という。)の大学院の修士課程、博士課程の前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き研究科の博士課程又は後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(選考方法)

第12条 入学志願者に対する選考は、学力試験、面接、出身大学等の成績等を総合して行う。

(転入学)

第12条の2 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第12条の3 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第13条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

(教育方法の特例)

第14条 教育上特別の必要があると認めるときは、教授会の議を経て、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う。

(授業科目及び単位数)

第15条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

(単位の基準)

第16条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第17条 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、研究科に配置された本学の専任の教授及び特命教授で研究科を担当する者とする。

2 前項の規程にかかわらず、必要があるときは、次の各号に掲げる者を指導教員とすることができる。

(1) 研究科に配置された本学の専任の准教授、特命准教授又は講師で研究科を担当する者

(2) 博士課程を有しない部局に配置された本学の専任の教授又は准教授であって、教授会の議を経て研究科長が必要と認めた者

(3) 教授会の議を経て、研究科長が必要と認めた客員教授

(修士課程・前期課程の履修要件)

第18条 修士課程の学生は、別表第1により、前期課程の学生は別表第3により、指導教員の指導を受けて、30単位以上を修得しなければならない。

(博士課程の履修要件)

第19条 博士課程の学生は、別表第2及び別表第5により、指導教員の指導を受けて、30単位以上を修得しなければならない。

(後期課程の履修要件)

第19条の2 後期課程の学生は、別表第4により、指導教員の指導を受けて、10単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第20条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の指導を受けて、指定の期日までに履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の指導の下に、研究科長を経て、当該研究科長又は学部長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位(学部の授業科目の単位を除く。)は、教授会の議を経て、第18条から前条までに規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第21条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、修士課程、前期課程又は博士課程にあつては15単位を限度として、後期課程にあつては4単位を限度として、研究科において修得したものとみなし、第18条から第19条の2までに規定する単位として認めることができる。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第21条の2 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかず、外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて修士課程、前期課程又は博士課程にあっては15単位を限度として、後期課程にあっては4単位を限度として、第18条から第19条の2までに規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、修士課程、前期課程又は博士課程にあっては15単位（ただし、第21条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位）を限度として、後期課程にあっては4単位を限度として、第18条から第19条の2までに規定する単位数に算入することができる。

(他研究科、他大学大学院等の研究指導)

第23条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、修士課程又は前期課程の学生については1年を超えないものとする。

2 博士課程の学生は、教授会の議を経て、本学大学院の他の研究科において、研究指導の一部を受けることができる。

(留学)

第24条 学生は、第21条又は前条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休学)

第25条 休学期間は、1年以内とする。

2 特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 前項に規定する休学期間の延長は、博士課程又は後期課程にあっては2年を超えることはできない。

4 休学期間は、通算して修士課程又は前期課程にあっては2年、後期課程にあっては3年、博士課程にあっては4年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(学位論文審査及び最終試験)

第 27 条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)の定めるところによる。

(成績評価基準)

第 27 条の 2 教学規則第 73 条の 2 に規定する成績評価基準については、別に定める。

(修士課程・前期課程の修了要件)

第 28 条 修士課程又は前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、第 18 条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものと認めた場合は、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、適当と認めるときは、教授会の議を経て、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第 22 条の規定により本学に入学する前に修得した単位（第 7 条又は第 8 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 29 条 博士課程の修了要件は、博士課程に 4 年以上在学し、第 19 条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 22 条の規定により研究科の博士課程に入学する前に修得した単位（第 9 条又は第 10 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(後期課程の修了要件)

第 29 条の 2 後期課程の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、第 19 条の 2 に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第 30 条 前 3 条の課程修了の認定は、教授会の議を経るものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 30 条の 2 前期課程及び後期課程の学生は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、研究科長の許可を得て、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を行うことができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第 31 条 所定の課程を修了した者には、その課程に応じ修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。

修士課程 バイオメディカルサイエンス

博士課程 医学

前期課程 医工学

後期課程 医工学

(特別聴講学生)

第 32 条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修をしようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

(特別研究学生)

第 33 条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別研究学生の研究期間は 1 年以内とする。ただし、必要と認めるときは、教授会の議を経て、期間を更新することができる。

(研究生)

第 34 条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、指導教員の指導の下に研究を行うものとする。

3 研究生に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第 35 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表第 2 の規定中、「IVR 学特別研究Ⅰ」、「IVR 学特別研究Ⅱ」、「IVR 学演習」及び「IVR 学臨床実習」に係る規定は、平成 30 年 7 月 1 日から、「産科生殖医学特別研究Ⅰ」、「産科生殖医学特別研究Ⅱ」、「産科生殖医学演習」、「産科生殖医学臨床実習」、「婦人科先端医療学特別講義Ⅰ」、「婦人科先端医療学特別講義Ⅱ」、「婦人科先端医療学演習」及び「婦人科先端医療学臨床実習」に係る規定は、平成 30 年 12 月 16 日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現に医学研究科に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行し、改正後の第21条から第22条まで、第28条及び第29条の規定は、令和2年6月30日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院医学研究科規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に医学研究科に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に医学研究科に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に医学研究科に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和4年11月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に医学研究科に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1（第15条，第18条関係）

修士課程の授業科目及び単位数

コース	授 業 科 目	選択・必修の別	単位数			
本科コース	バイオメディカルサイエンスA	必 修	2	24	30	
	バイオメディカルサイエンスB	〃	2			
	社会医学・生命倫理・安全	〃	2			
	バイオサイエンス基本実習	〃	4			
	文献解析・プレゼンテーション演習	〃	4			
	バイオメディカルサイエンス特別研究	〃	10			
	シグナル伝達特論	選択必修	2	6		
	細胞分子医学特論	〃	2			
	薬物治療学特論	〃	2			
	基礎解剖学	〃	2			
	微生物感染症学特論	〃	2			
	統計学	〃	1			
	科学英語	〃	1			
次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース	腫瘍学Ⅰ 基盤講義（医療現場・学際領域）	必 修	2	17	30	
	腫瘍学Ⅱ 横断講義（予防・研究開発）	〃	2			
	放射線治療計画基本演習	〃	3			
	バイオメディカルサイエンス特別研究	〃	10			
	バイオメディカルサイエンスA	選択必修	2	13		
	バイオメディカルサイエンスB	〃	2			
	基礎解剖学	〃	2			
	原子核物理学	〃	2			
	放射線物理学	〃	2			
	統計学	〃	1			
	保健物理学	〃	2			
	放射線診断物理学	〃	2			
	放射線治療物理学	〃	2			
	放射線計測学	〃	2			
	情報処理学	〃	1			
	医療情報学	〃	1			
	放射線診断学	〃	1			
	放射線生物学	〃	2			
	放射線関連法規及び勧告	〃	1			
	核医学物理学	〃	1			
	核医学	〃	1			
	放射線腫瘍学	〃	2			

医療・画像情報学演習	〃	1
核医学物理学演習	〃	1
放射線診断物理学演習	〃	1
保健物理学演習	〃	1
放射線計測学演習	〃	1
科学英語	〃	1
放射線治療計画臨床研究	〃	3

備考 本科コースに所属する学生は、他の研究科の授業科目を履修し単位を修得した場合、4単位を限度として、第18条に規定する単位数に算入することができる。

別表第2(第15条, 第19条関係) 博士課程の授業科目及び単位数

(1) 共通科目

授業科目の区分	授 業 科 目	単位数
共通基礎科目	コア講義	1
	コア実習	1
医学研究先端講義	先端医学シリーズ	1
	先端医学トピックス	1
大学院特別講義	大学院特別英語	1
	リサーチ・プロポーザル	1
	生命科学論文・申請書作成特論	1
	発生・再生医学特論	1
	産学連携特論	1
	生命倫理特論	1
	グローバルメディカルサイエンス特別講義	1
	次世代がんプロフェッショナル養成特論	1
	腫瘍学Ⅰ 基礎講義 (医療現場・学際領域)	2
	腫瘍学Ⅱ 横断講義 (予防・研究開発)	2
	医療機器コンセプト創造学特論	1
	医療機器レギュラトリサイエンス学特論	1
	医療機器ビジネス学特論	1
	医療機器コンセプト創造演習	1
	医用材料工学	1
	医用有機化学	1
	AI・深層学習	1
	医療機器・システム英語特別講義	1
	医療機器・システム設計概論	1
	医療機器・システム設計演習	1
	データサイエンス演習	1
	医用センシング	1
	インターンシップ	2
	ラボ・ローテーション	1

(2) 専門科目

講 座	授 業 科 目	単位数
生理学・細胞生物学	膜動態学特別研究Ⅰ	6
	膜動態学特別研究Ⅱ	4
	膜動態学演習	3
	細胞生理学特別研究Ⅰ	6
	細胞生理学特別研究Ⅱ	4
	細胞生理学演習	3
	病態シグナル学特別研究Ⅰ	6
	病態シグナル学特別研究Ⅱ	4
	病態シグナル学演習	3
	生理学特別研究Ⅰ	6
	生理学特別研究Ⅱ	4
	生理学演習	3
	神経情報伝達学特別研究Ⅰ	6
	神経情報伝達学特別研究Ⅱ	4
	神経情報伝達学演習	3
	生体構造解剖学特別研究Ⅰ	6
	生体構造解剖学特別研究Ⅱ	4
	生体構造解剖学演習	3
	神経分化・再生特別研究Ⅰ	6
	神経分化・再生特別研究Ⅱ	4
	神経分化・再生演習	3
	分子脳科学特別研究Ⅰ	6
	分子脳科学特別研究Ⅱ	4
	分子脳科学演習	3
	発生・再生医学特別研究Ⅰ	6
	発生・再生医学特別研究Ⅱ	4
	発生・再生医学演習	3
生化学・分子生物学	生化学・シグナル統合学特別研究Ⅰ	6
	生化学・シグナル統合学特別研究Ⅱ	4
	生化学・シグナル統合学演習	3
	分子細胞生物学特別研究Ⅰ	6
	分子細胞生物学特別研究Ⅱ	4
	分子細胞生物学演習	3
	膜生物学特別研究Ⅰ	6
	膜生物学特別研究Ⅱ	4
	膜生物学演習	3
	超微構造生物学特別研究Ⅰ	6
	超微構造生物学特別研究Ⅱ	4
	超微構造生物学演習	3
	薬理学特別研究Ⅰ	6
	薬理学特別研究Ⅱ	4
	薬理学演習	3
病理学	病理学特別研究Ⅰ	6
	病理学特別研究Ⅱ	4
	病理学演習	3
	病理学臨床実習	2
	病理診断学特別研究Ⅰ	6
	病理診断学特別研究Ⅱ	4
	病理診断学演習	3
	病理診断学臨床実習	2
	微生物学特別研究Ⅰ	6
	微生物学特別研究Ⅱ	4
	微生物学演習	3
	臨床ウィルス学特別研究Ⅰ	6
	臨床ウィルス学特別研究Ⅱ	4
	臨床ウィルス学演習	3
	感染制御学特別研究Ⅰ	6
	感染制御学特別研究Ⅱ	4

微生物感染症学	感染制御学演習	3
	感染治療学特別研究Ⅰ	6
	感染治療学特別研究Ⅱ	4
	感染治療学演習	3
	感染治療学臨床実習	2
	感染症フィールド学特別研究Ⅰ	6
	感染症フィールド学特別研究Ⅱ	4
	感染症フィールド学演習	3
	ウイルス感染学特別研究Ⅰ	6
	ウイルス感染学特別研究Ⅱ	4
	ウイルス感染学演習	3
	免疫制御学特別研究Ⅰ	6
	免疫制御学特別研究Ⅱ	4
	免疫制御学演習	3
	遺伝子医学学特別研究Ⅰ	6
	遺伝子医学学特別研究Ⅱ	4
	遺伝子医学学演習	3
地域社会医学・健康科学	医学教育学特別研究Ⅰ	6
	医学教育学特別研究Ⅱ	4
	医学教育学演習	3
	地域医療教育学特別研究Ⅰ	6
	地域医療教育学特別研究Ⅱ	4
	地域医療教育学演習	3
	地域医療支援学特別研究Ⅰ	6
	地域医療支援学特別研究Ⅱ	4
	地域医療支援学演習	3
	地域医療支援学臨床実習	2
	地域医療ネットワーク学特別研究Ⅰ	6
	地域医療ネットワーク学特別研究Ⅱ	4
	地域医療ネットワーク学演習	3
	AⅠ・デジタルヘルス科学特別研究Ⅰ	6
	AⅠ・デジタルヘルス科学特別研究Ⅱ	4
	AⅠ・デジタルヘルス科学演習	3
	医療行政学特別研究Ⅰ	6
	医療行政学特別研究Ⅱ	4
	医療行政学演習	3
	医療経済・病院経営学特別研究Ⅰ	6
	医療経済・病院経営学特別研究Ⅱ	4
	医療経済・病院経営学演習	3
	医療法・倫理学特別研究Ⅰ	6
	医療法・倫理学特別研究Ⅱ	4
	医療法・倫理学演習	3
	規制科学特別研究Ⅰ	6
	規制科学特別研究Ⅱ	4
	規制科学演習	3
	規制科学臨床実習	2
	生物統計学特別研究Ⅰ	6
	生物統計学特別研究Ⅱ	4
	生物統計学演習	3
	橋渡し科学特別研究Ⅰ	6
	橋渡し科学特別研究Ⅱ	4
	橋渡し科学演習	3
	医薬食品評価科学特別研究Ⅰ	6
	医薬食品評価科学特別研究Ⅱ	4
	医薬食品評価科学演習	3
	法医学特別研究Ⅰ	6
	法医学特別研究Ⅱ	4
	法医学演習	3
	地域連携病理学特別研究Ⅰ	6
	地域連携病理学特別研究Ⅱ	4
	地域連携病理学演習	3
	地域連携病理学臨床実習	2
	医工探索創成学特別研究Ⅰ	6
	医工探索創成学特別研究Ⅱ	4
	医工探索創成学演習	3
	医工探索創成学臨床実習	2
未来医学	幹細胞医学特別研究Ⅰ	6
	幹細胞医学特別研究Ⅱ	4
	幹細胞医学演習	3
	分子疫学特別研究Ⅰ	6
	分子疫学特別研究Ⅱ	4
	分子疫学演習	3
	免疫学特別研究Ⅰ	6
	免疫学特別研究Ⅱ	4
	免疫学演習	3
	高分解能生体構造イメージング特別研究Ⅰ	6
	高分解能生体構造イメージング特別研究Ⅱ	4
	高分解能生体構造イメージング演習	3
	バイオリソース・ヘルスケア統合解析科学特別研究Ⅰ	6
	バイオリソース・ヘルスケア統合解析科学特別研究Ⅱ	4
	バイオリソース・ヘルスケア統合解析科学演習	3
	循環器内科学特別研究Ⅰ	6
	循環器内科学特別研究Ⅱ	4
	循環器内科学演習	3
	循環器内科学臨床実習	2
	不整脈先端治療学特別研究Ⅰ	6
	不整脈先端治療学特別研究Ⅱ	4
	不整脈先端治療学演習	3
	不整脈先端治療学臨床実習	2
	循環器高度医療探索学特別研究Ⅰ	6
	循環器高度医療探索学特別研究Ⅱ	4
	循環器高度医療探索学演習	3
	循環器高度医療探索学臨床実習	2
	消化器内科学特別研究Ⅰ	6

内科学	消化器内科学特別研究Ⅱ	4
	消化器内科学演習	3
	消化器内科学臨床実習	2
	新規治療探索医学特別研究Ⅰ	6
	新規治療探索医学特別研究Ⅱ	4
	新規治療探索医学演習	3
	新規治療探索医学臨床実習	2
	呼吸器内科学特別研究Ⅰ	6
	呼吸器内科学特別研究Ⅱ	4
	呼吸器内科学演習	3
	呼吸器内科学臨床実習	2
	呼吸器先端医療開発学特別研究Ⅰ	6
	呼吸器先端医療開発学特別研究Ⅱ	4
	呼吸器先端医療開発学演習	3
	呼吸器先端医療開発学臨床実習	2
	糖尿病・内分泌内科学特別研究Ⅰ	6
	糖尿病・内分泌内科学特別研究Ⅱ	4
	糖尿病・内分泌内科学演習	3
	糖尿病・内分泌内科学臨床実習	2
	総合内科学特別研究Ⅰ	6
	総合内科学特別研究Ⅱ	4
	総合内科学演習	3
	総合内科学臨床実習	2
	先進代謝疾患治療開発学特別演習Ⅰ	6
	先進代謝疾患治療開発学特別演習Ⅱ	4
	先進代謝疾患治療開発学演習	3
	先進代謝疾患治療開発学臨床実習	2
	腎臓内科学特別研究Ⅰ	6
	腎臓内科学特別研究Ⅱ	4
	腎臓内科学演習	3
	腎臓内科学臨床実習	2
	免疫内科学特別研究Ⅰ	6
	免疫内科学特別研究Ⅱ	4
	免疫内科学演習	3
	免疫内科学臨床実習	2
	脳神経内科学特別研究Ⅰ	6
	脳神経内科学特別研究Ⅱ	4
	脳神経内科学演習	3
	脳神経内科学臨床実習	2
	腫瘍・血液内科学特別研究Ⅰ	6
	腫瘍・血液内科学特別研究Ⅱ	4
	腫瘍・血液内科学演習	3
	腫瘍・血液内科学臨床実習	2
	血液内科学特別研究Ⅰ	6
	血液内科学特別研究Ⅱ	4
	血液内科学演習	3
	血液内科学臨床実習	2
内科系	放射線診断学特別研究Ⅰ	6
	放射線診断学特別研究Ⅱ	4
	放射線診断学演習	3
	放射線診断学臨床実習	2
	ⅠVR学特別研究Ⅰ	6
	ⅠVR学特別研究Ⅱ	4
	ⅠVR学演習	3
	ⅠVR学臨床実習	2
	先進医用画像診断学特別研究Ⅰ	6
	先進医用画像診断学特別研究Ⅱ	4
	先進医用画像診断学演習	3
	先進医用画像診断学臨床実習	2
	放射線医学特別研究Ⅰ	6
	放射線医学特別研究Ⅱ	4
	放射線医学演習	3
	放射線医学臨床実習	2
	先進循環器画像診断学特別研究Ⅰ	6
	先進循環器画像診断学特別研究Ⅱ	4
	先進循環器画像診断学演習	3
	先進循環器画像診断学臨床実習	2
	放射線腫瘍学特別研究Ⅰ	6
	放射線腫瘍学特別研究Ⅱ	4
	放射線腫瘍学演習	3
	放射線腫瘍学臨床実習	2
	粒子線医学特別研究Ⅰ	6
	粒子線医学特別研究Ⅱ	4
	粒子線医学演習	3
	小児科学特別研究Ⅰ	6
	小児科学特別研究Ⅱ	4
	小児科学演習	3
	小児科学臨床実習	2
	こども急性疾患学特別研究Ⅰ	6
	こども急性疾患学特別研究Ⅱ	4
	こども急性疾患学演習	3
	こども急性疾患学臨床実習	2
	小児神経学・発達行動小児科学特別研究Ⅰ	6
	小児神経学・発達行動小児科学特別研究Ⅱ	4
	小児神経学・発達行動小児科学演習	3
	小児神経学・発達行動小児科学臨床実習	2
	造血幹細胞医療創成学特別研究Ⅰ	6
	造血幹細胞医療創成学特別研究Ⅱ	4
	造血幹細胞医療創成学演習	3
	造血幹細胞医療創成学臨床実習	2
	皮膚科学特別研究Ⅰ	6
	皮膚科学特別研究Ⅱ	4
	皮膚科学演習	3
	皮膚科学臨床実習	2

	精神医学特別研究Ⅰ	6
	精神医学特別研究Ⅱ	4
	精神医学演習	3
	精神医学臨床実習	2
	精神疾患高度医療探索学特別研究Ⅰ	6
	精神疾患高度医療探索学特別研究Ⅱ	4
	精神疾患高度医療探索学演習	3
	精神疾患高度医療探索学臨床実習	2
	臨床検査医学特別研究Ⅰ	6
	臨床検査医学特別研究Ⅱ	4
	臨床検査医学演習	3
	臨床検査医学臨床実習	2
	立証検査医学特別研究Ⅰ	6
	立証検査医学特別研究Ⅱ	4
	立証検査医学演習	3
	立証検査医学臨床実習	2
	医療情報学特別研究Ⅰ	6
	医療情報学特別研究Ⅱ	4
	医療情報学演習	3
	医療情報学臨床実習	2
	先端緩和医療学特別研究Ⅰ	6
	先端緩和医療学特別研究Ⅱ	4
	先端緩和医療学演習	3
	先端緩和医療学臨床実習	2
	病態情報学特別研究Ⅰ	6
	病態情報学特別研究Ⅱ	4
	病態情報学演習	3
	病態情報学臨床実習	2
	薬剤学特別研究Ⅰ	6
	薬剤学特別研究Ⅱ	4
	薬剤学演習	3
	薬剤学臨床実習	2
	システム病態生物学特別研究Ⅰ	6
	システム病態生物学特別研究Ⅱ	4
	システム病態生物学演習	3
	小児先端医療学特別研究Ⅰ	6
	小児先端医療学特別研究Ⅱ	4
	小児先端医療学演習	3
	小児先端医療学臨床実習	2
	ゲノム医療学特別研究Ⅰ	6
	ゲノム医療学特別研究Ⅱ	4
	ゲノム医療学演習	3
	ゲノム医療学臨床実習	2
外科学	食道胃腸外科学特別研究Ⅰ	6
	食道胃腸外科学特別研究Ⅱ	4
	食道胃腸外科学演習	3
	食道胃腸外科学臨床実習	2
	肝胆膵外科学特別研究Ⅰ	6
	肝胆膵外科学特別研究Ⅱ	4
	肝胆膵外科学演習	3
	肝胆膵外科学臨床実習	2
	乳腺内分泌外科学特別研究Ⅰ	6
	乳腺内分泌外科学特別研究Ⅱ	4
	乳腺内分泌外科学演習	3
	乳腺内分泌外科学臨床実習	2
	心臓血管外科学特別研究Ⅰ	6
	心臓血管外科学特別研究Ⅱ	4
	心臓血管外科学演習	3
	心臓血管外科学臨床実習	2
	心臓血管外科先端医療学特別研究Ⅰ	6
	心臓血管外科先端医療学特別研究Ⅱ	4
	心臓血管外科先端医療学演習	3
	心臓血管外科先端医療学臨床実習	2
	呼吸器外科学特別研究Ⅰ	6
	呼吸器外科学特別研究Ⅱ	4
	呼吸器外科学演習	3
	呼吸器外科学臨床実習	2
	小児外科学特別研究Ⅰ	6
	小児外科学特別研究Ⅱ	4
	小児外科学演習	3
	小児外科学臨床実習	2
	低侵襲外科学特別研究Ⅰ	6
	低侵襲外科学特別研究Ⅱ	4
	低侵襲外科学演習	3
	低侵襲外科学臨床実習	2
	先端医学テクノロジー開発・応用学特別研究Ⅰ	6
	先端医学テクノロジー開発・応用学特別研究Ⅱ	4
	先端医学テクノロジー開発・応用学演習	3
	先端医学テクノロジー開発・応用学臨床実習	2
	先進のがん医療・研究推進学特別研究Ⅰ	6
	先進のがん医療・研究推進学特別研究Ⅱ	4
	先進のがん医療・研究推進学演習	3
	先進のがん医療・研究推進学臨床実習	2
	国際医療連携推進学特別研究Ⅰ	6
	国際医療連携推進学特別研究Ⅱ	4
	国際医療連携推進学演習	3
	国際医療連携推進学臨床実習	2
	整形外科特別研究Ⅰ	6
	整形外科特別研究Ⅱ	4
	整形外科演習	3
	整形外科臨床実習	2
	脊椎外科学特別研究Ⅰ	6
	脊椎外科学特別研究Ⅱ	4
	脊椎外科学演習	3

外科系	脊椎外科学臨床実習	2
	関節温存・再建外科学特別研究Ⅰ	6
	関節温存・再建外科学特別研究Ⅱ	4
	関節温存・再建外科学演習	3
	関節温存・再建外科学臨床実習	2
	リハビリテーション運動機能学特別研究Ⅰ	6
	リハビリテーション運動機能学特別研究Ⅱ	4
	リハビリテーション運動機能学演習	3
	リハビリテーション運動機能学臨床実習	2
	リハビリテーション機能回復学特別研究Ⅰ	6
	リハビリテーション機能回復学特別研究Ⅱ	4
	リハビリテーション機能回復学演習	3
	リハビリテーション機能回復学臨床実習	2
	脳神経外科学特別研究Ⅰ	6
	脳神経外科学特別研究Ⅱ	4
	脳神経外科学演習	3
	脳神経外科学臨床実習	2
	眼科学特別研究Ⅰ	6
	眼科学特別研究Ⅱ	4
	眼科学演習	3
	眼科学臨床実習	2
	難治性網膜視神経変性治療学特別研究Ⅰ	6
	難治性網膜視神経変性治療学特別研究Ⅱ	4
	難治性網膜視神経変性治療学演習	3
	難治性網膜視神経変性治療学臨床実習	2
	耳鼻咽喉科頭頸部外科学特別研究Ⅰ	6
	耳鼻咽喉科頭頸部外科学特別研究Ⅱ	4
	耳鼻咽喉科頭頸部外科学演習	3
	耳鼻咽喉科頭頸部外科学臨床実習	2
	腎泌尿器科学特別研究Ⅰ	6
	腎泌尿器科学特別研究Ⅱ	4
	腎泌尿器科学演習	3
	腎泌尿器科学臨床実習	2
	泌尿器先端医療開発学特別研究Ⅰ	6
	泌尿器先端医療開発学特別研究Ⅱ	4
	泌尿器先端医療開発学演習	3
	泌尿器先端医療開発学臨床実習	2
	産科生殖医学特別研究Ⅰ	6
	産科生殖医学特別研究Ⅱ	4
	産科生殖医学演習	3
	産科生殖医学臨床実習	2
	婦人科先端医療学特別講義Ⅰ	6
	婦人科先端医療学特別講義Ⅱ	4
	婦人科先端医療学演習	3
	婦人科先端医療学臨床実習	2
	形成外科学特別研究Ⅰ	6
	形成外科学特別研究Ⅱ	4
	形成外科学演習	3
	形成外科学臨床実習	2
	足病医学特別研究Ⅰ	6
	足病医学特別研究Ⅱ	4
	足病医学演習	3
	足病医学臨床実習	2
	麻酔科学特別研究Ⅰ	6
	麻酔科学特別研究Ⅱ	4
	麻酔科学演習	3
	麻酔科学臨床実習	2
	口腔外科学特別研究Ⅰ	6
	口腔外科学特別研究Ⅱ	4
	口腔外科学演習	3
	口腔外科学臨床実習	2
	災害・救急医学特別研究Ⅰ	6
	災害・救急医学特別研究Ⅱ	4
	災害・救急医学演習	3
	災害・救急医学臨床実習	2
	先進救命救急医学特別研究Ⅰ	6
	先進救命救急医学特別研究Ⅱ	4
	先進救命救急医学演習	3
	先進救命救急医学臨床実習	2
	小児高度専門外科学特別研究Ⅰ	6
	小児高度専門外科学特別研究Ⅱ	4
	小児高度専門外科学医学演習	3
	小児高度専門外科学臨床実習	2

別表第3（第15条，第18条関係）前期課程の授業科目及び単位数

授業科目の区分	授業科目	選択・必修の別	単位数
イノベーション科目	問題解決基礎演習	選択	1
	医療機器コンセプト創造学特論	必修	1
	医療機器コンセプト創造演習	必修	1
	医療機器社会実装学特論	必修	1
オペレーション科目	医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	必修	1
	医療機器ビジネス学特論	必修	1
	医療機器品質マネジメント学特論	必修	1
実践創造実習	ニーズ探索臨床現場実習	必修	2
	医療機器コンセプト創造実習	必修	2
	ものづくり実習	必修	2
工学系科目	医療機器・システム設計概論	必修	1
	医療機器・システム設計演習	必修	1
インターンシップ	インターンシップ	必修	1
専門科目	医用材料工学	選択	1
	医用有機化学	選択	1
	医用センシング	選択	1
	計測技術概論	選択	1
	プログラミング演習	選択	1
	AI・深層学習	選択	1
	データサイエンス演習	選択	1
	医療機器・システム英語特別講義	選択	1
	バイオメディカルサイエンスA	選択	2
	バイオメディカルサイエンスB	選択	2
	社会医学・生命倫理・安全	選択	2
	シグナル伝達特論	選択	2
	細胞分子医学特論	選択	2
	薬物治療学特論	選択	2
	微生物感染症学特論	選択	2
	統計学	選択	1
	科学英語	選択	1
特別研究	特別研究	必修	10

（備考）

履修要件 30単位以上

イノベーション科目 3単位以上

オペレーション科目 3単位

実践創造実習 6単位

工学系科目 2単位

インターンシップ 1単位

専門科目 4単位以上

特別研究 10単位

なお，専門科目には，医療創成工学専攻が認めた他研究科の授業科目を2単位まで算入することができる。

別表第4（第15条，第19条の2関係）後期課程の授業科目及び単位数

授業科目の区分	授業科目	選択・必修の別	単位数
マネジメント科目	プロジェクトマネジメント学特論	必修	1
	ビジネスプランニング学特論	必修	1
	アントレプレナー・リーダーシップ学特論	必修	1
	医療機器国際開発特論	必修	1
医学研究先端講義	先端医学シリーズ	選択	1
	先端医学トピックス	選択	1
工学研究先端講義	先端医工学トピックス	選択	1
大学院特別講義	大学院特別英語	選択	1
インターンシップ	ジョブ型研究インターンシップ	選択	2
特別研究	特別研究	必修	6

（備考）

履修要件 10単位

マネジメント科目 4単位

特別研究 6単位

※選択科目の履修は修了要件には含めない。

別表第5 博士課程の履修要件（第19条関係）

（1）研究者育成プログラムを履修する者

（ア）シングルメジャー

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	別に定める教育研究分野（以下「分野」という。）のうち専攻する分野の授業科目（臨床実習を除く。）	13単位
	他の分野の授業科目（特別研究Ⅱ及び臨床実習を除く。）	9単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	6単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ及びラボ・ローテーションを除く。）	
合 計		30単位

備考 「医学研究先端講義」から3単位以上，「大学院特別講義」から2単位以上履修すること。

（イ）ダブルメジャー

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する二つの分野の授業科目（臨床実習を除く。）	26単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	1単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ及びラボ・ローテーションを除く。）	1単位
合 計		30単位

（2）シグナル伝達基礎臨床融合プログラムを履修する者

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する二つの分野の授業科目（臨床実習を除く。） ただし，生理学・細胞生物学講座の各分野，生化学・分子生物学講座の各分野，病理学講座の各分野，微生物感染症学講座の各分野及び地域社会医学・健康科学講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択し，内科学講座の各分野，内科系講座の各分野，外科学講座の各分野及び外科系講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択すること。	26単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	1単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ及びラボ・ローテーションを除く。）	1単位
合 計		30単位

（3）臨床研究エキスパート育成プログラムを履修する者

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する二つの分野の授業科目（臨床実習を除く。） ただし，地域社会医学・健康科学講座の各分野，内科学講座の各分野，内科系講座の各分野，外科学講座の各分野及び外科系講座の各分野の中から臨床研究に係わる二つの分野の授業科目を選択すること。	26単位

共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	1単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ及びラボ・ローテーションを除く。）	1単位
合 計		30単位

（４） 医学研究国際プログラムを履修する者

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する二つの分野の授業科目（臨床実習を除く。） ただし，生理学・細胞生物学講座の各分野，生化学・分子生物学講座の各分野，病理学講座の各分野，微生物感染症学講座の各分野及び地域社会医学・健康科学講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択し，内科学講座の各分野，内科系講座の各分野，外科学講座の各分野及び外科系講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択すること。	26単位
共通科目	医学研究先端講義	4単位
	大学院特別講義（がんプロ共通特論Ⅰ及びがんプロ共通特論Ⅱを除く。ただし，リサーチ・プロポーザル，グローバルメディカルサイエンス特別講義及びラボ・ローテーションは必修とする。）	
合 計		30単位

（５） がんプロフェッショナル養成プログラムを履修する者

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する分野（次の中から1分野を選択：腫瘍・血液内科学，放射線腫瘍学，小児科学，先端緩和医療学及び病理診断学）の授業科目	15単位
	他の分野の授業科目（特別研究Ⅱ及び臨床実習を除く。）	9単位
共通科目	医学研究先端講義	6単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル及びラボ・ローテーションを除く。ただし，次世代がんプロフェッショナル養成特論， <u>腫瘍学Ⅰ基盤講義（医療現場・学際領域）及び腫瘍学Ⅱ横断講義（予防・研究開発）</u> を必修とする。）	
合 計		30単位

備考 小児科学を専攻する場合に限り，専門科目の他の分野の授業科目として腫瘍・血液内科学分野の授業科目を履修すること。また，共通科目は腫瘍学Ⅰ基盤講義（医療現場・学際領域）及び腫瘍学Ⅱ横断講義（予防・研究開発）を必修としないため，医学先端講義及び大学院特別講義の授業科目から6単位以上履修すること。ただし，「医学研究先端講義」の授業科目から3単位以上，「大学院特別講義」の授業科目から2単位以上履修すること。

(6) デジタル医工創成学プログラムを履修する者

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する分野の授業科目	15単位
	他の分野の授業科目（特別研究Ⅱ及び臨床実習を除く。）	9単位
	大学院特別講義(医療機器レギュラトリーサイエンス学特論)	2単位
	大学院特別講義(医療機器ビジネス学特論)	
	共通基礎科目	4単位
	医学研究先端講義	
	大学院特別講義(医療機器コンセプト創造学特論，医療機器コンセプト創造演習，医用材料工学，医用有機化学，AI・深層学習，医療機器・システム英語特別講義，医療機器・システム設計概論，医療機器・システム設計演習，データサイエンス演習，医用センシング)	
合 計		30単位

(7) 連携大学院臨床研究医養成プログラムを履修する者

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する分野の授業科目	15単位
	他の分野・部門の授業科目（特別研究Ⅱを除く。） ただし，別に定める分野・部門から選択すること。	11単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	2単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ，インターンシップ及びラボ・ローテーションを除く。）	
合 計		30単位

(8) 早期研究スタートプログラムを履修する者

(ア) 一般コース（ダブルプログラム）

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する分野の授業科目（臨床実習を除く。）	13単位
	他の分野の授業科目（特別研究Ⅱ及び臨床実習を除く。）	9単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	6単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ，インターンシップ及びラボ・ローテーションを除く。）	
合 計		30単位

備考 「医学研究先端講義」から3単位以上，「大学院特別講義」から2単位以上履修すること。

(イ) 基礎医学研究医育成特別コース

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する分野の授業科目（臨床実習を除く。） ただし、生理学・細胞生物学講座の各分野、生化学・分子生物学講座の各分野、病理学講座の各分野、微生物感染症学講座及び地域社会医学・健康科学講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択すること。	13単位
	他の分野の授業科目（特別研究Ⅱ及び臨床実習を除く。） ただし、内科学講座の各分野、内科系講座の各分野、外科学講座の各分野及び外科系講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択すること。	9単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	6単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ，インターンシップ及びラボ・ローテーションを除く。）	
合 計		30単位

備考 「医学研究先端講義」から3単位以上，「大学院特別講義」から2単位以上履修すること。

2. 神戸大学大学院医学研究科の講座に置く教育研究分野 (部門) 及び医科学専攻の授業科目に関する内規

(平成21年11月11日制定)

(趣旨)

第1条 神戸大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）の講座に置く教育研究分野（部門）については、この内規に定めるところによる。

(医学研究科に置く教育研究分野（部門）及び授業科目)

第2条 医学研究科の講座に置く教育研究分野（部門）及び医科学専攻の授業科目は、別表のとおりとする。

但し、教育研究分野（部門）の設置の主旨及び目的により、授業科目を置かないことがある。

附 則

この内規は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定中、「脳神経内科学特別研究Ⅰ」、「脳神経内科学特別研究Ⅱ」、「脳神経内科学演習」及び「脳神経内科学臨床実習」に係る規定は令和元年 5 月 1 日から、「先進代謝疾患治療開発学特別研究Ⅰ」、「先進代謝疾患治療開発学特別研究Ⅱ」、「先進代謝疾患治療開発学演習」及び「先進代謝疾患治療開発学臨床実習」に係る規定は令和元年 7 月 1 日から、「AⅠ・デジタルヘルス科学特別研究Ⅰ」、「AⅠ・デジタルヘルス科学特別研究Ⅱ」及び「AⅠ・デジタルヘルス科学演習」に係る規定は令和元年 8 月 1 日から、「放射線医工学特別研究Ⅰ」、「放射線医工学特別研究Ⅱ」、「放射線医工学演習」及び「放射線医工学臨床実習」に係る規定は令和 2 年 1 月 1 日から、「精神疾患高度医療探索学特別研究Ⅰ」、「精神疾患高度医療探索学特別研究Ⅱ」、「精神疾患高度医療探索学演習」及び「精神疾患高

度医療探索学臨床実習」に係る規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定中、「呼吸器先端医療開発学特別研究Ⅰ」、「呼吸器先端医療開発学特別研究Ⅱ」、「呼吸器先端医療開発学演習」及び「呼吸器先端医療開発学臨床実習」に係る規定は令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定中、感染病理学に係る規定は令和 3 年 5 月 1 日から、分子創薬科学に係る規定は令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

別表

講 座	教育研究分野（部門）		授 業 科 目	単位数
生理学・細胞生物学	膜動態学		膜動態学特別研究Ⅰ	6
			膜動態学特別研究Ⅱ	4
			膜動態学演習	3
	細胞生理学	細胞生理学	細胞生理学特別研究Ⅰ	6
			細胞生理学特別研究Ⅱ	4
			細胞生理学演習	3
		病態シグナル学	病態シグナル学特別研究Ⅰ	6
			病態シグナル学特別研究Ⅱ	4
			病態シグナル学演習	3
	生理学	生理学	生理学特別研究Ⅰ	6
			生理学特別研究Ⅱ	4
		生理学演習	3	
		分子創薬科学	—	—
	神経情報伝達学		神経情報伝達学特別研究Ⅰ	6
			神経情報伝達学特別研究Ⅱ	4
			神経情報伝達学演習	3
	生体構造解剖学		生体構造解剖学特別研究Ⅰ	6
			生体構造解剖学特別研究Ⅱ	4
			生体構造解剖学演習	3
	神経分化・再生		神経分化・再生特別研究Ⅰ	6
			神経分化・再生特別研究Ⅱ	4
			神経分化・再生演習	3
	分子脳科学		分子脳科学特別研究Ⅰ	6
			分子脳科学特別研究Ⅱ	4
			分子脳科学演習	3
	発生・再生医学		発生・再生医学特別研究Ⅰ	6
			発生・再生医学特別研究Ⅱ	4
			発生・再生医学演習	3
生化学・分子生物学	生化学・シグナル統合学		生化学・シグナル統合学特別研究Ⅰ	6
			生化学・シグナル統合学特別研究Ⅱ	4
			生化学・シグナル統合学演習	3
	分子細胞生物学	分子細胞生物学	分子細胞生物学特別研究Ⅰ	6
			分子細胞生物学特別研究Ⅱ	4
			分子細胞生物学演習	3
			生体シグナル制御学	—
	膜生物学		膜生物学特別研究Ⅰ	6
			膜生物学特別研究Ⅱ	4
			膜生物学演習	3
	超微構造生物学		超微構造生物学特別研究Ⅰ	6
			超微構造生物学特別研究Ⅱ	4
			超微構造生物学演習	3
	薬理学	薬理学	薬理学特別研究Ⅰ	6
			薬理学特別研究Ⅱ	4
			薬理学演習	3
		デジタル精神医学	—	—
病理学	病理学		病理学特別研究Ⅰ	6
			病理学特別研究Ⅱ	4
			病理学演習	3
			病理学臨床実習	2
	病理診断学	病理診断学	病理診断学特別研究Ⅰ	6
			病理診断学特別研究Ⅱ	4
			病理診断学演習	3
			病理診断学臨床実習	2
		病理ネットワーク学	病理ネットワーク学特別研究Ⅰ	6
			病理ネットワーク学特別研究Ⅱ	4
病理ネットワーク学演習			3	
病理ネットワーク学臨床実習			2	
微生物学	微生物学		微生物学特別研究Ⅰ	6
			微生物学特別研究Ⅱ	4
			微生物学演習	3
	臨床ウイルス学		臨床ウイルス学特別研究Ⅰ	6
			臨床ウイルス学特別研究Ⅱ	4
			臨床ウイルス学演習	3

微生物感染症学	感染制御学		感染制御学特別研究Ⅰ	6		
			感染制御学特別研究Ⅱ	4		
			感染制御学演習	3		
	感染治療学		感染治療学特別研究Ⅰ	6		
			感染治療学特別研究Ⅱ	4		
			感染治療学演習	3		
			感染治療学臨床実習	2		
	感染症フィールド学		感染症フィールド学特別研究Ⅰ	6		
			感染症フィールド学特別研究Ⅱ	4		
			感染症フィールド学演習	3		
	感染・免疫学	ウイルス感染学	ウイルス感染学特別研究Ⅰ	6		
			ウイルス感染学特別研究Ⅱ	4		
			ウイルス感染学演習	3		
		免疫制御学	免疫制御学特別研究Ⅰ	6		
			免疫制御演特別研究Ⅱ	4		
免疫制御学演習			3			
遺伝子医薬学		遺伝子医薬学特別研究Ⅰ	6			
		遺伝子医薬学特別研究Ⅱ	4			
		遺伝子医薬学演習	3			
地域社会医学・健康科学	医学教育学		医学教育学特別研究Ⅰ	6		
			医学教育学特別研究Ⅱ	4		
			医学教育学演習	3		
			地域医療教育学		地域医療教育学特別研究Ⅰ	6
					地域医療教育学特別研究Ⅱ	4
					地域医療教育学演習	3
			地域医療支援学		地域医療支援学特別研究Ⅰ	6
					地域医療支援学特別研究Ⅱ	4
					地域医療支援学演習	3
	地域医療支援学臨床実習	2				
	地域医療ネットワーク学		地域医療ネットワーク学特別研究Ⅰ	6		
			地域医療ネットワーク学特別研究Ⅱ	4		
			地域医療ネットワーク学演習	3		
	バイオリソース研究・開発推進学		バイオリソース研究・開発推進学特別研究Ⅰ	6		
			バイオリソース研究・開発推進学特別研究Ⅱ	4		
			バイオリソース研究・開発推進学演習	3		
	AⅠ・デジタルヘルス科学		AⅠ・デジタルヘルス科学特別研究Ⅰ	6		
			AⅠ・デジタルヘルス科学特別研究Ⅱ	4		
			AⅠ・デジタルヘルス科学演習	3		
	医療システム学	医療行政学	医療行政学特別研究Ⅰ	6		
			医療行政学特別研究Ⅱ	4		
			医療行政学演習	3		
		医療経済・病院経営学	医療経済・病院経営学特別研究Ⅰ	6		
			医療経済・病院経営学特別研究Ⅱ	4		
			医療経済・病院経営学演習	3		
		医療法・倫理学	医療法・倫理学特別研究Ⅰ	6		
			医療法・倫理学特別研究Ⅱ	4		
	医療法・倫理学演習		3			
	規制科学		規制科学特別研究Ⅰ	6		
			規制科学特別研究Ⅱ	4		
			規制科学演習	3		
			規制科学臨床実習	2		
	生物統計学		生物統計学特別研究Ⅰ	6		
			生物統計学特別研究Ⅱ	4		
			生物統計学演習	3		
	橋渡し科学		橋渡し科学特別研究Ⅰ	6		
			橋渡し科学特別研究Ⅱ	4		
			橋渡し科学演習	3		
	医薬食品評価科学		医薬食品評価科学特別研究Ⅰ	6		
			医薬食品評価科学特別研究Ⅱ	4		
			医薬食品評価科学演習	3		
	疫学		疫学特別研究Ⅰ	6		
			疫学特別研究Ⅱ	4		
			疫学演習	3		
	法医学		法医学特別研究Ⅰ	6		
			法医学特別研究Ⅱ	4		
			法医学演習	3		
	地域連携病理学		地域連携病理学特別研究Ⅰ	6		
			地域連携病理学特別研究Ⅱ	4		
地域連携病理学演習			3			
地域連携病理学臨床実習			2			

	健康創造推進学		健康創造推進学特別研究Ⅰ	6	
			健康創造推進学特別研究Ⅱ	4	
健康創造推進学演習			3		
健康創造推進学臨床実習			2		
	医工探索創成学		医工探索創成学特別研究Ⅰ	6	
			医工探索創成学特別研究Ⅱ	4	
			医工探索創成学演習	3	
			医工探索創成学臨床実習	2	
内科学	循環器内科学	循環器内科学	循環器内科学特別研究Ⅰ	6	
			循環器内科学特別研究Ⅱ	4	
			循環器内科学演習	3	
			循環器内科学臨床実習	2	
		不整脈先端治療学	不整脈先端治療学特別研究Ⅰ	6	
			不整脈先端治療学特別研究Ⅱ	4	
			不整脈先端治療学演習	3	
			不整脈先端治療学臨床実習	2	
		循環器高度医療探索学	循環器高度医療探索学特別研究Ⅰ	6	
			循環器高度医療探索学特別研究Ⅱ	4	
			循環器高度医療探索学演習	3	
			循環器高度医療探索学臨床実習	2	
	消化器内科学	消化器内科学	消化器内科学特別研究Ⅰ	6	
			消化器内科学特別研究Ⅱ	4	
			消化器内科学演習	3	
			消化器内科学臨床実習	2	
		新規治療探索医学	新規治療探索医学特別研究Ⅰ	6	
			新規治療探索医学特別研究Ⅱ	4	
			新規治療探索医学演習	3	
			新規治療探索医学臨床実習	2	
	呼吸器内科学	呼吸器内科学	呼吸器内科学特別研究Ⅰ	6	
			呼吸器内科学特別研究Ⅱ	4	
			呼吸器内科学演習	3	
			呼吸器内科学臨床実習	2	
		呼吸器先端医療開発学	呼吸器先端医療開発学特別研究Ⅰ	6	
			呼吸器先端医療開発学特別研究Ⅱ	4	
			呼吸器先端医療開発学特別研究Ⅰ	3	
			呼吸器先端医療開発学特別研究Ⅰ	2	
	糖尿病・内分泌・総合内科学	糖尿病・内分泌内科学	糖尿病・内分泌内科学特別研究Ⅰ	6	
			糖尿病・内分泌内科学特別研究Ⅱ	4	
			糖尿病・内分泌内科学演習	3	
			糖尿病・内分泌内科学臨床実習	2	
		総合内科学	総合内科学特別研究Ⅰ	6	
			総合内科学特別研究Ⅱ	4	
			総合内科学演習	3	
			総合内科学臨床実習	2	
		先進代謝疾患治療開発学	先進代謝疾患治療開発学特別演習Ⅰ	6	
			先進代謝疾患治療開発学特別演習Ⅱ	4	
			先進代謝疾患治療開発学演習	3	
			先進代謝疾患治療開発学臨床実習	2	
	腎臓・免疫内科学	腎臓内科学	腎臓内科学特別研究Ⅰ	6	
			腎臓内科学特別研究Ⅱ	4	
			腎臓内科学演習	3	
			腎臓内科学臨床実習	2	
		免疫内科学	免疫内科学特別研究Ⅰ	6	
			免疫内科学特別研究Ⅱ	4	
			免疫内科学演習	3	
			免疫内科学臨床実習	2	
	脳神経内科学	脳神経内科学特別研究Ⅰ		脳神経内科学特別研究Ⅰ	6
				脳神経内科学特別研究Ⅱ	4
				脳神経内科学演習	3
				脳神経内科学臨床実習	2
	腫瘍・血液内科学	腫瘍・血液内科学特別研究Ⅰ		腫瘍・血液内科学特別研究Ⅰ	6
				腫瘍・血液内科学特別研究Ⅱ	4
				腫瘍・血液内科学演習	3
				腫瘍・血液内科学臨床実習	2
	血液内科学	血液内科学特別研究Ⅰ		血液内科学特別研究Ⅰ	6
				血液内科学特別研究Ⅱ	4
				血液内科学演習	3
				血液内科学臨床実習	2

内科系	放射線医学	放射線診断学	放射線診断学特別研究Ⅰ	6
			放射線診断学特別研究Ⅱ	4
			放射線診断学演習	3
			放射線診断学臨床実習	2
		I V R 学	I V R 学特別研究Ⅰ	6
			I V R 学特別研究Ⅱ	4
			I V R 学演習	3
			I V R 学臨床実習	2
		先進医用画像診断学	先進医用画像診断学特別研究Ⅰ	6
			先進医用画像診断学特別研究Ⅱ	4
			先進医用画像診断学演習	3
			先進医用画像診断学臨床実習	2
		放射線医工学	放射線医工学特別研究Ⅰ	6
			放射線医工学特別研究Ⅱ	4
			放射線医工学演習	3
			放射線医工学臨床実習	2
	放射線腫瘍学	放射線腫瘍学	放射線腫瘍学特別研究Ⅰ	6
			放射線腫瘍学特別研究Ⅱ	4
			放射線腫瘍学演習	3
			放射線腫瘍学臨床実習	2
		粒子線医学	粒子線医学特別研究Ⅰ	6
			粒子線医学特別研究Ⅱ	4
	小児科学	小児科学	粒子線医学演習	3
			小児科学特別研究Ⅰ	6
			小児科学特別研究Ⅱ	4
			小児科学演習	3
			小児科学臨床実習	2
		こども急性疾患学	こども急性疾患学特別研究Ⅰ	6
			こども急性疾患学特別研究Ⅱ	4
			こども急性疾患学演習	3
			こども急性疾患学臨床実習	2
		こども総合療育学	こども総合療育学特別研究Ⅰ	6
			こども総合療育学特別研究Ⅱ	4
			こども総合療育学演習	3
			こども総合療育学臨床実習	2
		造血幹細胞医療創成学	造血幹細胞医療創成学特別研究Ⅰ	6
			造血幹細胞医療創成学特別研究Ⅱ	4
			造血幹細胞医療創成学演習	3
			造血幹細胞医療創成学臨床実習	2
	皮膚科学		皮膚科学特別研究Ⅰ	6
			皮膚科学特別研究Ⅱ	4
			皮膚科学演習	3
			皮膚科学臨床実習	2
	精神医学	精神医学	精神医学特別研究Ⅰ	6
			精神医学特別研究Ⅱ	4
			精神医学演習	3
			精神医学臨床実習	2
		精神疾患高度医療探索学	精神疾患高度医療探索学特別研究Ⅰ	6
			精神疾患高度医療探索学特別研究Ⅱ	4
			精神疾患高度医療探索学演習	3
			精神疾患高度医療探索学臨床実習	2
	臨床検査医学		臨床検査医学特別研究Ⅰ	6
			臨床検査医学特別研究Ⅱ	4
			臨床検査医学演習	3
			臨床検査医学臨床実習	2
	立証検査医学		立証検査医学特別研究Ⅰ	6
			立証検査医学特別研究Ⅱ	4
			立証検査医学演習	3
			立証検査医学臨床実習	2
	病因病態解析学		病因病態解析学特別研究Ⅰ	6
			病因病態解析学特別研究Ⅱ	4
			病因病態解析学演習	3
			病因病態解析学臨床実習	2
	医療情報学		医療情報学特別研究Ⅰ	6
			医療情報学特別研究Ⅱ	4
			医療情報学演習	3
			医療情報学臨床実習	2
	先端緩和医療学		先端緩和医療学特別研究Ⅰ	6
			先端緩和医療学特別研究Ⅱ	4
			先端緩和医療学演習	3
			先端緩和医療学臨床実習	2

	病態情報学		病態情報学特別研究Ⅰ	6
			病態情報学特別研究Ⅱ	4
			病態情報学演習	3
			病態情報学臨床実習	2
	薬剤学		薬剤学特別研究Ⅰ	6
			薬剤学特別研究Ⅱ	4
			薬剤学演習	3
			薬剤学臨床実習	2
	システム病態生物学		システム病態生物学特別研究Ⅰ	6
			システム病態生物学特別研究Ⅱ	4
			システム病態生物学演習	3
	小児先端医療学		小児先端医療学特別研究Ⅰ	6
			小児先端医療学特別研究Ⅱ	4
			小児先端医療学演習	3
			小児先端医療学臨床実習	2
	iPS細胞応用医学		iPS細胞応用医学特別研究Ⅰ	6
			iPS細胞応用医学特別研究Ⅱ	4
			iPS細胞応用医学演習	3
			iPS細胞応用医学臨床実習	2
	幹細胞医学		—	—
	ゲノム医療学		ゲノム医療学特別研究Ⅰ	6
			ゲノム医療学特別研究Ⅱ	4
			ゲノム医療学演習	3
			ゲノム医療学臨床実習	2
外科学	食道胃腸外科学		食道胃腸外科学特別研究Ⅰ	6
			食道胃腸外科学特別研究Ⅱ	4
			食道胃腸外科学演習	3
			食道胃腸外科学臨床実習	2
	肝胆膵外科学		肝胆膵外科学特別研究Ⅰ	6
			肝胆膵外科学特別研究Ⅱ	4
			肝胆膵外科学演習	3
			肝胆膵外科学臨床実習	2
	乳腺内分泌外科学		乳腺内分泌外科学特別研究Ⅰ	6
			乳腺内分泌外科学特別研究Ⅱ	4
			乳腺内分泌外科学演習	3
			乳腺内分泌外科学臨床実習	2
	心臓血管外科学	心臓血管外科学	心臓血管外科学特別研究Ⅰ	6
			心臓血管外科学特別研究Ⅱ	4
			心臓血管外科学演習	3
			心臓血管外科学臨床実習	2
		心臓血管外科先端医療学	心臓血管外科先端医療学特別研究Ⅰ	6
			心臓血管外科先端医療学特別研究Ⅱ	4
			心臓血管外科先端医療学演習	3
			心臓血管外科先端医療学臨床実習	2
	呼吸器外科学		呼吸器外科学特別研究Ⅰ	6
			呼吸器外科学特別研究Ⅱ	4
			呼吸器外科学演習	3
			呼吸器外科学臨床実習	2
	小児外科学		小児外科学特別研究Ⅰ	6
			小児外科学特別研究Ⅱ	4
			小児外科学演習	3
			小児外科学臨床実習	2
	低侵襲外科学		低侵襲外科学特別研究Ⅰ	6
			低侵襲外科学特別研究Ⅱ	4
			低侵襲外科学演習	3
			低侵襲外科学臨床実習	2
	国際がん医療・研究推進学	先端医学テクノロジー開発・応用学	先端医学テクノロジー開発・応用学特別研究Ⅰ	6
			先端医学テクノロジー開発・応用学特別研究Ⅱ	4
			先端医学テクノロジー開発・応用学演習	3
			先端医学テクノロジー開発・応用学臨床実習	2
		先進的がん医療・研究推進学	先進的がん医療・研究推進学特別研究Ⅰ	6
			先進的がん医療・研究推進学特別研究Ⅱ	4
			先進的がん医療・研究推進学演習	3
			先進的がん医療・研究推進学臨床実習	2
		国際医療連携推進学	国際医療連携推進学特別研究Ⅰ	6
			国際医療連携推進学特別研究Ⅱ	4
			国際医療連携推進学演習	3
			国際医療連携推進学臨床実習	2

外科系	整形外科	整形外科	整形外科特別研究Ⅰ	6
			整形外科特別研究Ⅱ	4
			整形外科演習	3
			整形外科臨床実習	2
		脊椎外科	脊椎外科特別研究Ⅰ	6
			脊椎外科特別研究Ⅱ	4
			脊椎外科演習	3
			脊椎外科臨床実習	2
		関節温存・再建外科	関節温存・再建外科特別研究Ⅰ	6
			関節温存・再建外科特別研究Ⅱ	4
			関節温存・再建外科特別研究Ⅰ	3
			関節温存・再建外科特別研究Ⅰ	2
		リハビリテーション運動機能学	リハビリテーション運動機能学特別研究Ⅰ	6
			リハビリテーション運動機能学特別研究Ⅱ	4
			リハビリテーション運動機能学演習	3
			リハビリテーション運動機能学臨床実習	2
	リハビリテーション機能回復学	リハビリテーション機能回復学特別研究Ⅰ		6
		リハビリテーション機能回復学特別研究Ⅱ		4
		リハビリテーション機能回復学演習		3
		リハビリテーション機能回復学臨床実習		2
	脳神経外科	脳神経外科特別研究Ⅰ		6
		脳神経外科特別研究Ⅱ		4
		脳神経外科演習		3
		脳神経外科臨床実習		2
	眼科学	眼科学	眼科学特別研究Ⅰ	6
			眼科学特別研究Ⅱ	4
			眼科学演習	3
			眼科学臨床実習	2
		難治性網膜視神経変性治療学	難治性網膜視神経変性治療学特別研究Ⅰ	6
			難治性網膜視神経変性治療学特別研究Ⅱ	4
			難治性網膜視神経変性治療学演習	3
			難治性網膜視神経変性治療学臨床実習	2
	耳鼻咽喉科頭頸部外科	耳鼻咽喉科頭頸部外科特別研究Ⅰ		6
		耳鼻咽喉科頭頸部外科特別研究Ⅱ		4
		耳鼻咽喉科頭頸部外科演習		3
		耳鼻咽喉科頭頸部外科臨床実習		2
	腎泌尿器科学	腎泌尿器科学	腎泌尿器科学特別研究Ⅰ	6
			腎泌尿器科学特別研究Ⅱ	4
			腎泌尿器科学演習	3
			腎泌尿器科学臨床実習	2
		泌尿器先端医療開発学	泌尿器先端医療開発学特別研究Ⅰ	6
			泌尿器先端医療開発学特別研究Ⅱ	4
	産科婦人科学	産科生殖医学	産科生殖医学特別研究Ⅰ	6
			産科生殖医学特別研究Ⅱ	4
			産科生殖医学演習	3
			産科生殖医学臨床実習	2
		婦人科先端医療学	婦人科先端医療学特別研究Ⅰ	6
			婦人科先端医療学特別研究Ⅱ	4
			婦人科先端医療学演習	3
			婦人科先端医療学臨床実習	2
	形成外科学	形成外学	形成外科学特別研究Ⅰ	6
			形成外科学特別研究Ⅱ	4
			形成外科学演習	3
			形成外科学臨床実習	2
		足病医学	足病医学特別研究Ⅰ	6
			足病医学特別研究Ⅱ	4
			足病医学演習	3
			足病医学臨床実習	2
	麻酔科学	麻酔科学特別研究Ⅰ		6
		麻酔科学特別研究Ⅱ		4
		麻酔科学演習		3
		麻酔科学臨床実習		2
	口腔外科学	口腔外科学特別研究Ⅰ		6
		口腔外科学特別研究Ⅱ		4
		口腔外科学演習		3
		口腔外科学臨床実習		2
		災害・救急医学	災害・救急医学特別研究Ⅰ	6
			災害・救急医学特別研究Ⅱ	4
			災害・救急医学演習	3

	災害・救急医学	先進救命救急医学	災害・救急医学臨床実習	2
			先進救命救急医学特別研究Ⅰ	6
			先進救命救急医学特別研究Ⅱ	4
			先進救命救急医学演習	3
			先進救命救急医学臨床実習	2
	小児高度専門外科学		小児高度専門外科学特別研究Ⅰ	6
			小児高度専門外科学特別研究Ⅱ	4
			小児高度専門外科学医学演習	3
			小児高度専門外科学臨床実習	2

3. 神戸大学大学院医学研究科医療創成工学専攻の講座に置く教育研究分野に関する内規

(趣旨)

第1条 神戸大学大学院医学研究科規則第4条第1項第2号に規定する医学研究科医療創成工学専攻(以下「医療創成工学専攻」という。)の講座に置く教育研究分野については、この内規に定めるところによる。

(教育研究分野)

第2条 医療創成工学専攻の講座に置く教育研究分野は、次のとおりとする。

講座	教育研究分野
医療機器学	医療機器システム学
	精密診断治療機器学
	体内医療機器学

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

3. 医学研究科授業科目のナンバリング(令和7年度)

■授業科目のナンバリングについて

神戸大学では、各学部及び研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、科目ナンバリングを導入しています。

桁	1	2	3	4	5	6	7	備考
種別	アルファベット	数字	アルファベット		数字			
区分	学部(研究科)	課程	学科等		科目のカテゴリー	科目のナンバー		
医学研究科	M	2:修士課程	BS (バイオメディカルサイエンス専攻)		6:修士課程基礎科目	0:必修科目	0:バイオメディカルサイエンス	
							1:一般科目	
							2:実習	
							3:演習	
						4. 特別研究		
						1:選択必修科目	0:専門系科目	
							1:一般科目	
						2:必修科目 (放射線治療医学物理士)	0:特論	
							1:演習	
							2:特別研究	
						3:選択必修科目 (放射線治療医学物理士)	0:バイオメディカルサイエンス	
							1:専門系科目	
							2:臨床研究	
						4. 必修科目 (リハビリ人材養成)	0:特論	
							1:演習	
							2:特別研究	
						5. 選択必修科目 (リハビリ人材養成)	0:バイオメディカルサイエンス	
							1:専門系科目	
					7:修士課程 修士論文関連科目	6:修士論文特別研究	1:特別研究	
		3:博士課程	MS (医科学専攻)		8:博士課程 専門授業科目	0:共通科目	0:共通基礎科目	
							1:医学研究先端講義	
							2:大学院特別講義	
						1:専門科目	0:特別研究Ⅰ	
							1:特別研究Ⅱ	
							2:演習	
		2:博士課程 前期課程	ME (医療創生工学専攻)		6:博士課程前期課程 一般科目	01:イノベーション科目		
						02:オペレーション科目		
						03:実践創造実習		
						04:工学系科目		
						05:インターンシップ		
						06:専門科目		
		3:博士課程 後期課程	ME (医療創生工学専攻)		7:博士課程前期課程 修士論文関連科目	07:特別研究		
					8:博士課程後期課程 科目	01:マネジメント科目		
						02:医学研究先端講義		
						03:工学研究先端講義		
						04:大学院特別講義		
						05:インターンシップ		
		06:特別研究						

医学研究科
(1) バイオメディカルサイエンス専攻

授業科目の区分		授 業 科 目	1	2	3	4	5	6	7
本科 コース	必修	バイオメディカルサイエンスA							0
		バイオメディカルサイエンスB							1
		社会医学・生命倫理・安全							2
		バイオサイエンス基本実習							3
		文献解析・プレゼンテーション演習							4
		バイオメディカルサイエンス特別研究							
	選択必修	シグナル伝達特論							0
		細胞分子医学特論							
		薬物治療学特論							
		基礎解剖学							
		微生物感染症学特論							
		統計学							1
		科学英語							
次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース	必修	腫瘍学Ⅰ 基盤講義(医療現場・学際領域)							0
		腫瘍学Ⅱ 横断講義(予防・研究開発)							1
		放射線治療計画基本演習							2
		バイオメディカルサイエンス特別研究							
	選択必修	バイオメディカルサイエンスA							0
		バイオメディカルサイエンスB							
		基礎解剖学							
		原子核物理学							
		放射線物理学							
		統計学							
		保健物理学							
		放射線診断物理学							
		放射線治療物理学							
		放射線計測学							
		情報処理学							
		医療情報学							
		放射線診断学							
		放射線生物学							
		放射線関連法規及び勧告							
		核医学物理学							
		核医学							
		放射線腫瘍学							
		医療・画像情報学演習							
		核医学物理学演習							
		放射線診断物理学演習							
		保健物理学演習							
		放射線計測学演習							
		科学英語							
		放射線治療計画臨床研究							2
	必修	腫瘍学Ⅰ 基盤講義(医療現場・学際領域)							0
		腫瘍学Ⅱ 横断講義(予防・研究開発)							1
		リハビリテーション医学							2
		がんリハビリテーション学							
		がんリハビリテーション演習							
		バイオメディカルサイエンス特別研究							
	選択必修	バイオメディカルサイエンスA							0
		バイオメディカルサイエンスB							
		薬物治療学特論							
		基礎解剖学							
		統計学							
		放射線腫瘍学							
		科学英語(後期)							1

医学研究科
(2)医科学専攻

	授業科目の区分	授業科目	種別の区分	1	2	3	4	5	6	7
共通科目	共通基礎科目	コア講義	コア講義							0
		コア実習	コア実習							
	医学研究先端講義	先端医学シリーズ								1
		先端医学トピックス								
	大学院特別講義	大学院特別英語								0
		リサーチ・プロポーザル								
		生命科学論文・申請書作成特論								
		発生・再生医学特論								
		産学連携特論								
		生命倫理特論								
		グローバルメディカルサイエンス特別講義								
		次世代がんプロフェッショナル養成特論								
		腫瘍学Ⅰ 基盤講義(医療現場・学際領域)								
		腫瘍学Ⅱ 横断講義(予防・研究開発)								
		医療機器コンセプト創造学特論								
		医療機器レギュラトリーサイエンス学特論								
		医療機器ビジネス学特論	M	3	M	S	8		2	
		医療機器コンセプト創造演習								
		医用材料工学								
		医用有機化学								
		AI・深層学習								
		医療機器・システム英語特別講義Ⅰ								
		医療機器・システム英語特別講義Ⅱ								
		医療機器・システム設計概論								
		医療機器・システム設計演習								
		データサイエンス演習								
		インターンシップ								
		ジョブ型研究インターンシップ								
		ラボ・ローテーション								
専門科目		〇〇学特別研究Ⅰ	特別研究Ⅰ							0
		〇〇学特別研究Ⅱ	特別研究Ⅱ							1
		〇〇演習	演習						1	2
		〇〇学臨床実習	臨床実習							3

(3)医療創成工学専攻(博士課程前期課程)

授業科目の区分	授業科目	1	2	3	4	5	6	7
イノベーション科目	問題解決基礎演習	M	2	M	E	6	0	1
	医療機器コンセプト創造学特論							
	医療機器コンセプト創造演習							
	医療機器社会実装学特論							
オペレーション科目	医療機器レギュラトリーサイエンス学特論							2
	医療機器ビジネス学特論							
	医療機器品質マネジメント学特論							
実践創造実習	ニーズ探索臨床現場実習							3
	医療機器コンセプト創造実習							
	ものづくり実習							
工学系科目	医療機器・システム設計概論							4
	医療機器・システム設計演習							
インターンシップ	インターンシップ							5
専門科目	医用材料工学							6
	医用有機化学							
	医用センシング							
	計測技術概論							
	プログラミング演習							
	AI・深層学習							
	データサイエンス演習							
	医療機器・システム英語特別講義Ⅰ							
	医療機器・システム英語特別講義Ⅱ							
	バイオメディカルサイエンスA							
	バイオメディカルサイエンスB							
	社会医学・生命倫理・安全							
	シグナル伝達特論							
	細胞分子医学特論							
	薬物治療学特論							
	微生物感染症学特論							
	統計学							
	科学英語							
特別研究	特別研究					7		7

(4)医療創成工学専攻(博士課程後期課程)

授業科目の区分	授業科目	1	2	3	4	5	6	7
マネジメント科目	プロジェクトマネジメント学特論	M	3	M	E	8	0	1
	ビジネスプランニング学特論							
	アントレプレナー・リーダーシップ学特論							
	医療機器国際開発特論							
医学研究先端講義	先端医学シリーズ							2
	先端医学トピックス							
工学研究先端講義	先端医工学トピックス							3
大学院特別講義	大学院特別英語							4
インターンシップ	ジョブ型研究インターンシップ							5
特別研究	特別研究							6

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者

(2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

(1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)

(2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者

(2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は 1 編、1 通を、博士の場合は 1 編、3 通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 第 1 項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授 1 人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第 1 項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

- 2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第16条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべき者について、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

- 3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

- 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第20条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 4 教学規則第65条第2項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

- 3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様式)

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日)

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日)

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 20 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学研究科及び文化学研究科が存続する間、改正後の第 8 条第 1 項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と、同条第 3 項及び第 4 項並びに第 11 条から第 22 条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日)

この規程は、平成 23 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 23 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の神戸大学学位規程(以下「新学位規程」という。)第 18 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新学位規程第 19 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 10 月 29 日)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規程は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に EU エキスパート人材養成プログラムを履修している者については、改正後の第 20 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月28日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1(第 20 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学、保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2(第20条第2項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス又は医工学	医学又は医工学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3(第20条第3項関係)

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

6. 神戸大学学位規程医学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第24条の規定により、神戸大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。ただし、神戸大学大学院医学研究科医療創成工学専攻(以下「医療創成工学専攻」という。)を除く。

2 医療創成工学専攻において規程の施行に必要な事項は、別に定める。

(修士論文の提出期限及び論文題目の届出)

第2条 規程第7条第1項に規定する修士論文の提出期限は、1月20日とする。ただし、指導教員の認める理由により期限までに修士論文を提出しなかった者及び論文審査に合格しなかった者は、次年度の7月20日までに修士論文を提出することができる。

2 修士論文を提出しようとする者は、前項に定める論文提出期限の3月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文の題目を神戸大学大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)に届け出なければならない。

(在学者の博士論文の提出)

第3条 規程第7条第1項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 論文目録
- (3) 学位論文
- (4) 学位論文の内容要旨
- (5) 参考論文があるときは当該論文
- (6) 履歴書
- (7) その他標本等審査のため必要とするもの

2 前項の規定により博士論文を提出しようとする者は、博士課程に3年以上在学し、30単位を修得していなければならない。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の博士論文の提出については、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、別に定める。

(博士課程を経ない者の学位申請の資格要件)

第4条 規程第5条第2項の規定により博士の学位を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者については、基礎医学部門においては5年以上、臨床医学部門においては6年以上の研究歴を有する者
- (2) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程以外の課程を卒業した者については、基礎医学部門においては7年以上、臨床医学部門においては8年以上の研究歴を有する者
- (3) 研究科において前2号と同等以上の学歴及び研究歴を有すると認めた者

2 前項に規定する研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の専任職員として医学の研究に従事した期間
- (2) 研究科医科学専攻を退学した者の在学中の期間
- (3) 研究科医科学専攻の研究生として医学の研究に従事した期間
- (4) 研究科において前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(博士課程を経ない者の論文提出)

第5条 博士課程を経ない者で学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 論文目録
- (2) 学位論文
- (3) 学位論文の内容要旨

- (4) 参考論文があるときは当該論文
- (5) 履歴書
- (6) 最終学校卒業証明書(本学医学部の卒業者にあっては、提出を要しない。)
- (7) 研究歴に関する書類(本学医学部以外において研究に従事した者にあっては、指導者の証明を要する。)
- (8) その他標本等審査のため必要とするもの

(学位申請者の資格調査)

第6条 研究科長は、前条に規定する学位論文の提出があったときは、研究科若しくは本学医学部に配置された、若しくは所属する専任職員、研究生又はこれらに準ずる者については関係の教員組織に、その他の者については教授会の議を経て、別に定める委員会(以下「委員会」という。)に第4条に規定する資格の調査を委嘱する。

2 前項の教員組織及び委員会は、資格の調査を終了したときは、その結果を研究科長に報告するものとする。

3 第1項の教員組織及び委員会の組織その他必要な事項については、教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

(資格の判定及び学位の申請)

第7条 研究科長は、教授会の議を経て前条に規定する教員組織又は委員会の調査の結果に基づいて、第4条に規定する資格を有するか否かについて判定する。

2 資格を有すると判定された者は、学位申請書2通に所定の論文審査料を添え、第5条に規定する書類及び資料等とともに研究科長を経て学長に提出するものとする。

(修士論文の審査委員)

第8条 規程第8条第2項に規定する修士論文の審査委員は、2人とし、教授会において選出する。

2 教授会は、審査のため必要と認めたときは、前項の審査委員の数を増加し、又は本学及び他大学の大学院研究科の教員を審査委員に加えることができる。

(博士論文の審査委員)

第9条 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、3人とし、教授会において選出する。

2 教授会は、審査のため必要と認めたときは、前項の審査委員の数を増加し、又は本学及び他大学の大学院研究科の教員を審査委員に加えることができる。

(最終試験及び試験の実施期日)

第10条 規程第9条に規定する修士の最終試験は、毎年2月中に行う。ただし、この細則第2条第1項ただし書の規定するところにより修士論文を提出した者については、当該論文が提出された年の8月中に行う。

2 規程第9条に規定する博士の最終試験及び規程第11条に規定する試験は、原則として論文審査の終了後1月以内に行う。

(試問)

第11条 規程第12条第2項に規定する学力確認の試問(以下「試問」という。)は、審査委員が行う。

(試問の範囲)

第12条 試問は、研究科における授業科目のうち、審査委員の定めるもの及び外国語について行う。

2 審査委員は、学位申請者の経歴、論文の内容等を考慮して、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、研究科における授業科目以外の科目についても、試問を行うことができる。

3 第1項に規定する外国語は、英語とする。

(試問の範囲の決定及び通知)

第13条 審査委員は、学位論文を受領したときは、速やかに試問する科目を決定し、学位申請者に通知する。

(試問の実施期日)

第14条 試問は、原則として論文審査の終了後1月以内に行うものとする。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

7. 神戸大学学位規程医学研究科医療創成工学専攻細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第24条及び神戸大学学位規程医学研究科細則(平成20年3月31日制定。)第1条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院医学研究科医療創成工学専攻(以下「医療創成工学専攻」という。)において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文及び特定の課題についての研究の成果の提出)

第2条 規程第7条第1項に規定する修士論文及び特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)の提出期限は、3月修了予定者にあつては2月上旬の指定された期日までとし、9月修了予定者にあつては8月上旬の指定された期日までとする。

2 修士論文等を提出しようとする者は、前項に定める提出期限の3月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を神戸大学大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)に届け出なければならない。

(在学者の博士論文の提出)

第3条 規程第7条第1項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 論文目録
- (3) 学位論文
- (4) 学位論文の内容要旨
- (5) 参考論文があるときは当該論文
- (6) 履歴書

2 博士論文の提出期限は、3月修了予定者にあつては2月上旬の指定された期日までとし、9月修了予定者にあつては8月上旬の指定された期日までとする。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第4条 規程第5条第2項に規定する博士課程を経ない者の学位論文の提出は、規程第10条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者の学位論文の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(退学後5年以内の者の学位論文の提出)

第5条 規程第13条第2項に規定する退学後5年以内の者の学位論文の提出は、規程第10条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、退学後5年以内の者の学位論文の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(修士論文等の審査委員)

第6条 規程第8条第2項に規定する修士論文等の審査委員は、2人とし、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)において選出する。

2 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員に次の各号に掲げる者

を加えることができる。

- (1) 神戸大学大学院医学研究科(以下「本研究科」という。)の教授及び准教授以外の教員
- (2) 神戸大学(以下「本学」という。)の他の研究科の教員
- (3) 他大学の大学院又は研究所等の教員等
(博士論文の審査委員)

第7条 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、3人とし、教授会において選出する。

2 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員に次の各号に掲げる者
を加えることができる。

- (1) 本研究科の教授以外の教員
- (2) 本学の他の研究科の教員
- (3) 他大学の大学院又は研究所等の教員等
(最終試験の実施期日)

第8条 規程第9条第1項に規定する修士及び博士の最終試験は、3月修了予定者にあつては2月中、9月
修了予定者にあつては8月中に行う。

(博士課程を経ない者の論文審査、試験及び学力の確認)

第9条 規程第5条第2項に規定する博士課程を経ない者(規程第13条第2項に規定する退学後5年以
内の者を含む。以下同じ。)に対する論文審査、試験及び学力の確認は、規程第11条、第12条及び第13
条に

基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者の論文審査、試験及び学力の確認に関し必要な事項は、
別に定める。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸大学大学院医学研究科学位論文評価基準

神戸大学大学院医学研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

（修士論文の評価基準）

バイオメディカルサイエンス専攻の修士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値を有する研究結果を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。

- 1) 研究の目的が明確に述べられていること。
- 2) 研究の背景をよく理解し、研究の意義が整理されていること。
- 3) 適切な研究方法を選択し、それを十分に理解して実行していること。
- 4) 実験データを整理して十分に解析していること。
- 5) 得られた結果を十分に考察し、結論のまとめ、仮説の提唱、残された課題等について述べられていること。
- 6) 論文全体が論理的に構成されていること。

博士課程前期課程医療創成工学専攻の修士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値を有すると認められる研究結果を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。

- 1) 研究の目的が明確に述べられていること。
- 2) 研究の背景をよく理解し、研究の意義が整理されていること。
- 3) 適切な研究方法を選択し、それを十分に理解して実行していること。
- 4) 得られた結果を十分に考察し、結論、残された課題等について述べられていること。
- 5) 論文全体が論理的に構成されていること。

（特定課題の研究成果報告書の評価基準）

博士課程前期課程医療創成工学専攻の特定課題の研究成果報告書は、当該専攻において十分な社会的価値を有すると認められる医療機器等の製品概念を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。

- 1) 概念創造の過程が述べられていること。
- 2) 創造した製品概念の健康・医療上の意義が十分に分析され、実用化への見通しが考察されていること。
- 3) 報告書全体が論理的に構成されていること。

（博士論文の評価基準）

医科学専攻の博士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値を有する研究結果を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。

- 1) 研究の目的が合理的で独創性があり、明確に述べられていること。
- 2) 研究の背景をよく理解し、研究の意義が十分に説明されていること。
- 3) 適切な研究方法を選択し、それを十分に吟味して実行していること。
- 4) 実験データを整理して十分に解析していること。
- 5) 得られた結果に基づく仮説や結論の展開が十分であり、残された課題等について述べられていること。
- 6) 論文は英語で記載され全体が論理的に構成されていること。
- 7) 論文の内容には、国際的な新規性があること。

博士課程後期課程医療創成工学専攻の博士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値または社会的価値を有すると認められる研究結果または成果物を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。

- 1) 研究の目的が合理的で独創性があり、明確に述べられていること。
- 2) 研究の背景をよく理解し、研究の意義が十分に説明されていること。

- 3) 適切な研究方法を選択し、それを十分に吟味して実行していること。
- 4) 研究内容に新規性があり、結果または成果物が明確に示されていること。
- 5) 得られた結果または成果物に基づく結論の展開が十分であり、残された課題や今後の展望等について述べられていること。
- 6) 論文全体が論理的に構成されていること。

附 則(令和 5 年 4 月 19 日)

この評価基準は、令和 5 年 4 月 19 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

9. 神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項

平成25年 7月 4日
大学教育推進委員会承認
平成27年3月5日一部改正

(趣旨)

第1 この要項は、神戸大学学位規程（以下「学位規程」という。）第19条に規定する博士論文の公表に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(公表)

第2 学位規程第19条第1項及び3項の規定に基づき、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日（以下「授与日」という。）から1年以内に、博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の利用により公表するものとする。

(公表延期又は非公表の理由)

第3 学位規程第19条第2項に規定する、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したもの（以下「要約」という。）とすることができる「やむを得ない理由がある場合」とは、次の場合をいう。

- (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、リポジトリの利用により公表することができない場合
- (2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてリポジトリの利用により公表することができない内容を含む場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の出願等との関係で、リポジトリの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって、明らかな不利益が博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、特別な理由がある場合

(公表を延期する期間)

第4 第3に掲げる理由（第3の(1)に掲げる理由等により公表することができない場合を除く。）により、リポジトリの利用による公表を行わなかった博士論文については、原則として、授与日から2年経過後にリポジトリの利用により公表を行うものとする。

(公表延期申請又は非公表申請)

第5 第3の理由により、博士論文の公表の延期又は非公表の承認を受けようとする者は、当該研究科長に「(様式1) 博士論文全文の公表延期申請書（新規）」又は「(様式4) 博士論文全文の非公表申請書」を当該研究科長が定める期間内に要約を添えて提出するものとする。

(公表延期継続申請)

第6 第5の申請により承認を受けた期間を超えて公表を延期する理由が生じた場合、博士の学位を授与された者は、承認された期間内に当該研究科長に「(様式2) 博士論文全文の公表延期申請書（継続）」を提出するものとする。

(公表延期理由解消申請)

第7 第5及び第6により承認を受けた期間内に公表の延期理由が消滅した場合には、博士の学位を授与された者は、当該研究科長に「(様式3) 博士論文の公表延期理由解消申請書」を提出するものとする。

(教授会)

第8 研究科長は、第5から第7までの規定による申請があったときは、教授会に審議を行わせ、その結果を直ちに学長に報告するものとする。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、大学教育推進機構大学教育推進委員会が定める。

附 則

この要項は、平成25年7月4日から施行し、平成25年4月1日以後に学位を授与された者について適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

様式1～4 略

10. 神戸大学大学院医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻における 成績評価に関する申合わせ

平成26年12月10日 医学研究科教授会制定

医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻における成績評価の基準について以下に定める。

1. 評価基準

判定	評価区分	成績	G P ポイント	評価基準	成績 (学生配付用)	成績証明書
合格	秀 (S)	100～90	4.3	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。	秀	秀
	優 (A)	90 未満～80	4	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。	優	優
	良 (B)	80 未満～70	3	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。	良	良
	可 (C)	70 未満～60	2	学修の目標を達成している。	可	可
不合格	不可 (F)	60 未満	0	学修の目標を達成していない。	不可	
GPA 対象外	N (認定)	他大学等での修得科目を本研究科で認定	—		認定	認定
	合・否	左記の評価により判定された科目	—		合・否	合

2. 評価方法

成績評価の方法は、各授業科目を担当する教員がシラバスにおいて明示するものとする。

3. GPA の計算方法

GPA の計算方法は、次のとおりとする。

$$\text{GPA} = (\text{GP ポイント} \times \text{単位数}) \text{ の総和} \div \text{履修科目の総単位数}$$

ただし、小数点第2位以下は四捨五入する。

4. 再履修

「可」及び「不可」の授業科目は次年度に再履修することができる。再履修の成績が優れている場合は、その評価が当該科目の最終成績となり GPA 算出対象とする。

5. 履修取消期間

学生からの願い出により、「バイオサイエンス基本実習」、「文献解析・プレゼンテーション演習」、「バイオメディカルサイエンス特別研究」の3科目を除く授業科目について、原則、履修の取消を認める。ただし、履修取消期間は次のとおりとし、期間を過ぎてからの取消は認めない。

【履修取消期間】 【前期開講科目】 5月18日～ 5月31日

【後期開講科目】 11月17日～11月30日

附 則

- この申合わせは、平成27年1月1日から施行する。
- 「神戸大学大学院医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻における修了に関する申合わせ」(平成20年4月9日医学研究科教授会制定)は廃止する。

1 1. 神戸大学大学院医学研究科医科学専攻における成績評価に関する申合わせ

令和2年1月22日 医学研究科教授会制定

医学研究科医科学専攻における成績評価の基準について以下に定める。

1. 評価基準

判定	評価区分	成績	評価基準
合格	秀 (S)	100～90	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
	優 (A)	90 未満～80	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
	良 (B)	80 未満～70	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
	可 (C)	70 未満～60	学修の目標を達成している。
不合格	不可 (F)	60 未満	学修の目標を達成していない。

2. 評価方法

成績評価の方法は、各授業科目を担当する教員がシラバスにおいて明示するものとする。

附 則

この申合わせは、令和2年4月1日から施行する。

12. 神戸大学大学院医学研究科医療創成工学専攻における成績評価基準等に関する申合せ

神戸大学大学院医学研究科規則第27条の2により神戸大学大学院医学研究科医療創成工学専攻における成績評価基準等について以下に定める。

1. 成績評価基準

判定	評価区分	成績	GP	評価基準
合格	秀(S)	90点～100点	4.3	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
	優(A)	80点～90点未満	4	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
	良(B)	70点～80点未満	3	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
	可(C)	60点～70点未満	2	学修の目標を達成している。
不合格	不可(F)	60点未満	0	学修の目標を達成していない。

2. 成績評価方法

成績評価の方法は、各授業科目を担当する教員がシラバスにおいて明示するものとする。

3. GPA(博士課程前期課程のみ該当)

1) GPAについて

GPAとは、上記「成績評価基準」に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP(Grade Point)を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値(Average)である。

2) GPA計算について

$$\text{GPA} = \frac{\text{〔履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP〕の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計(不可を含む)}}$$

※履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目

- ・成績を「合格」で評価する科目
- ・他大学等で単位修得し、本研究科で「認定」とした科目
- ・履修取り消しをした科目
- ・研究科で指定した科目

※「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP=0～4.3)の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績を、再履修した学期以降のGPA計算式から除外する。ただし、過去に計算されたGPA(学期)の値は変更しない。(研究科によっては「除外されない科目」がある。)

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

1 3. 医学研究科において開講する授業科目に係る学生からの成績評価に対する申し立て手続きについての申合せ

平成 25 年 12 月 11 日 医学研究科教授会制定

(目的)

1. この申合せは、学生から医学研究科において開講する授業科目に係る成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、申し立て手続きについて定めるものとする。

(申し立ての理由)

2. 学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、医学研究科長に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

3. 成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として 1 週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により、教務担当係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

4. 申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教務担当係を通じ、回答を行うものとする。
また、その結果については、授業担当教員等が書面により医学研究科長に報告することとする。

附 則(令和 5 年 3 月 15 日)

この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

医学研究科長 殿

成績評価に対する申立書

年度 期開講授業科目の成績評価について、下記のとおり申し立てを行いますので、よろしくお願いいたします。

記

所 属	研究科	課程
	専攻	年次
学 籍 番 号		
氏 名		
授 業 科 目 名		
担 当 教 員 名		
申し立ての内容		
申し立ての理由		

1 4. 神戸大学大学院医学研究科外国人特別学生入学選考規程

(平成 20 年 3 月 31 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 83 条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)に入学を志願する者の選考について必要な事項を定めるものとする。

(修士課程の入学資格)

第 2 条 研究科の修士課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- (6) 研究科において、学士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者

(修士課程への早期入学)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、入学させることがある。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(博士課程の入学資格)

第 4 条 研究科の博士課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和 30 年文部省告示第 39 号)
- (5) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であつて, 研究科において, 大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (6) 研究科において, 個別の入学資格審査により, 大学の医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で, 24 歳に達したもの
- (7) 研究科において, 大学の医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
(博士課程への早期入学)

第 5 条 前条の規定にかかわらず, 次の各号のいずれかに該当する者であつて, 研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを, 教授会の議を経て, 入学させることがある。

- (1) 大学(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程(最終の課程は, 医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(出願手続)

第 6 条 入学を志願する者は, 所定の期日までに, 検定料を納付した上, 次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 在籍若しくは出身大学の学長, 学部長又は指導教授の推薦状
- (4) 在籍又は出身大学の学業成績証明書及び卒業証明書
- (5) 日本に居住している者にあつては, 住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書
- (7) その他研究科において必要と認める書類
(選考方法)

第7条 選考は、次の各号に定める事項を総合して行う。

- (1) 研究科の入学試験に準じた筆記試験及び口頭試問
- (2) 学業成績
- (3) 日本語修得の程度

(選考期日)

第8条 選考期日は、その都度定める。

(入学期)

第9条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日)

この規程は、平成24年9月26日から施行し、改正後の神戸大学大学院医学研究科外国人特別学生入学選考規程の規定は、平成24年7月9日から適用する。

附 則(平成25年3月27日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

15. 神戸大学大学院医学研究科研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院医学研究科規則(平成20年3月18日制定)第34条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の修士課程又は前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 研究科の博士課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯科、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (5) 研究科において、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書

(4) 振替払込受付証明書

2 官公庁、病院等に在職している者は、前項に掲げる書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 個人的研究のため研究生として入学を志願するものである旨の確約書

(2) 事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書

(3) 在職のまま入学することについて差し支えない旨の所属長の承諾書

3 日本に居住している外国人にあっては、前2項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学の時期)

第5条 研究生の入学の時期は、月の初めとする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(入学手続)

第6条 研究生として選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第7条 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第8条 研究科の修士課程、前期課程又は後期課程における研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、前期課程又は後期課程において、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

2 研究科の博士課程における研究生の研究期間は、7年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

第9条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

(就職者の手続)

第10条 研究生で研究期間中に就職した者が、引き続き研究生として研究しようとするときは、速やかに第4条第2項各号に規定する書類を研究科長に提出しなければならない。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長が除籍する。

(1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(2) 授業料納付の義務を怠る者

(証明書の交付)

第13条 研究事項について証明を願い出た者には、証明書を交付する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則(令和5年3月15日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

1. 神戸大学医学部附属病院規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 8 条第 3 項の規定に基づき、神戸大学医学部附属病院(以下「病院」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 病院は、患者の診療を通じて医学の教育と研究を行う施設とする。

(病院長)

第 3 条 病院に病院長を置く。

2 病院長は、病院全般の管理、運営を総括し、所属職員(病院配置教員を含む。)を監督する。

3 病院長は、第 6 条に定める執行部の議に基づいて業務を執行する。

(副病院長)

第 4 条 病院に副病院長を置く。

2 副病院長に関し必要な事項は、別に定める。

(病院長補佐)

第 5 条 病院に病院長補佐を置く。

2 病院長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(国際がん医療・研究センター)

第 5 条の 2 病院に、分院として、神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター（以下「国際がん医療・研究センター」という。）を置く。

2 国際がん医療・研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(執行部)

第 6 条 病院の運営に関する意思決定を行うため、執行部を置く。

2 執行部に関し必要な事項は、別に定める。

(運営審議会)

第 6 条の 2 病院長の諮問機関として、病院に神戸大学医学部附属病院運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第 6 条の 3 病院（国際がん医療・研究センターを除く。）に病院管理部門、診療支援・企画部門、領域・診療科、中央診療部門、専門診療施設等、薬剤部、看護部及び医療技術部を置く。

(病院管理部門)

第 6 条の 4 病院全体に係る運営及び医療安全を担う病院管理部門として次の部及び室を置く。

医療の質・安全管理部

感染制御部

経営企画室

第6条の5 病院管理部門の部及び室に、それぞれ部長及び室長(以下この条において「部長等」という。)を置き、病院長が指名する者をもって充てる。

- 2 部長等は、当該部及び室に関する業務を掌理し、所属職員(病院(国際がん医療・研究センターを除く。))配置教員を含む。以下第15条までにおいて同じ。)を監督する。
- 3 部長等を補佐する者として、副部長及び副室長(以下この条において「副部長等」という。)を置く。
- 4 副部長等は、部長等が指名する者をもって充てる。
- 5 各部及び室における組織及び業務分掌は、別に定める。

(診療支援・企画部門)

第7条 診療を行うために必要な支援及びその他企画を担う診療支援・企画部門として次の部、室及びセンターを置く。

医療情報部

災害対策室

物流センター

臨床研究推進センター

診療録センター

総合臨床教育センター

患者支援センター

病床マネジメント室

臨床工学部

栄養管理部

インターナショナル・メディカル・コミュニケーションセンター

地域医療調査室

- 2 診療支援・企画部門として、前項に規定するもののほか、救命救急センター、集中治療部及び冠動脈疾患治療部における病床の運用管理等を統括するため、救急・集中治療センターを置く。

第8条 診療支援・企画部門の部、室及びセンターに、それぞれ部長、室長及びセンター長(以下この条において「部長等」という。)を置き、病院長が指名する者をもって充てる。

- 2 部長等は、当該部、室及びセンターに関する業務を掌理し、所属職員を監督する。
- 3 部長等を補佐する者として、副部長、副室長及び副センター長(以下この条において「副部長等」という。)を置く。
- 4 副部長等は、部長等が指名する者をもって充てる。
- 5 各部、各室及び各センターにおける組織及び業務分掌は、別に定める。

(領域・診療科)

第9条 領域・診療科は、次の表に掲げるとおりとする。

領域名	診療科名
内科	総合内科
	循環器内科
	腎臓内科

	呼吸器内科 膠原病リウマチ内科 消化器内科 糖尿病・内分泌内科 脳神経内科 腫瘍・血液内科 血液内科 感染症内科
内科系	放射線診断・IVR 科 放射線腫瘍科 小児科 皮膚科 精神科神経科 緩和支援診療科
外科	食道胃腸外科 肝胆膵外科 乳腺内分泌外科 心臓血管外科 呼吸器外科 小児外科
外科系	整形外科 脳神経外科 眼科 耳鼻咽喉・頭頸部外科 泌尿器科 産科婦人科 形成外科・美容外科 麻酔科 歯科口腔外科 救命救急科 病理診断科 リハビリテーション科

2 各領域に主任診療科長を置き、次条に規定する各領域の診療科長の互選によって定める。

3 主任診療科長は、当該領域の連絡調整を総括する。

第10条 診療科の各科に診療科長を置き、教授、准教授又は講師をもって充てる。

ただし、必要がある場合には、特命教授、特命准教授又は特命講師をもって充てることができる。

2 診療科長は、当該診療科の所属職員を指揮監督し、診療、教育及び研究に関する業務を掌理する。

3 診療科長を補佐する者として、診療科長補佐を置くことができる。

4 診療科長補佐は、大学教員をもって充てる。

第11条 各診療科長のもとに外来医長及び病棟医長を置き、大学教員をもって充てる。

2 外来医長は、診療科長の命を受けて、当該診療科の外来患者の診療に関する業務を処理する。

- 3 病棟医長は、診療科長の命を受けて、当該診療科の入院患者の診療に関する業務を処理する。

(病棟主任)

第 12 条 病棟の看護単位ごとに、病棟主任 1 人を置き、前条第 3 項の病棟医長のうちから病院長が指名する。

- 2 病棟主任は、病院長の命を受けて、その病棟の管理運営を総括する。

(中央診療部門)

第 12 条の 2 診療に係る検査、手術を担う中央診療部門として次の部を置く。

検査部

放射線部

輸血・細胞治療部

病理部

集中治療部

手術部

第 12 条の 3 中央診療部門の各部に部長を置き、病院長が指名する者をもって充てる。

- 2 部長は、当該部に関する業務を掌理し、所属職員を監督する。

- 3 部長を補佐する者として、副部長を置く。

- 4 副部長は、部長が指名する者をもって充てる。

- 5 各部における組織及び業務分掌は、別に定める。

(専門診療施設等)

第 13 条 診療に係る専門的な治療を担う専門診療施設等として次の部又はセンターを置く。

総合周産期母子医療センター

救命救急センター

リハビリテーション部

腎・血液浄化センター

冠動脈疾患治療部

光学医療診療部

遺伝子診療部

親と子の心療部

腫瘍センター

IVR センター

第 14 条 専門診療施設等の各部及び各センターに部長又はセンター長(以下この条において「部長等」という。)を置き、病院長が指名する者をもって充てる。

- 2 部長等は、当該部又はセンターに関する業務を掌理し、所属職員を監督する。

- 3 部長等を補佐する者として、副部長又は副センター長(以下この条において「副部長等」という。)を置く。

- 4 副部長等は、部長等が指名する者をもって充てる。

- 5 各部及び各センターにおける組織及び業務分掌は、別に定める。

(薬剤部)

第 15 条 薬剤部に薬剤部長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

2 薬剤部に副薬剤部長を置き、大学教員及び医療職員をもって充てる。

3 薬剤部長は、薬剤部に関する業務を掌理し、所属職員を監督する。

4 副薬剤部長は、薬剤部長を補佐し、薬剤部に関する業務を処理する。

5 薬剤部における組織及び業務分掌は、別に定める。

(看護部)

第 16 条 看護部に看護部長、副看護部長、看護師長及び副看護師長を置き、医療職員をもって充てる。

ただし、必要がある場合には、特命専門員をもって充てることができる。

2 看護部長は、看護部に関する業務を掌理し、所属職員を監督する。

3 副看護部長は、看護部長を補佐し、看護部に関する業務を処理する。

4 看護師長は、上司の命を受けて、所属職員を指揮し、看護に関する業務を処理する。

5 副看護師長は、看護師長を補佐し、看護師長不在のときはその職務を代行する。

6 看護部における組織及び業務分掌は、別に定める。

(医療技術部)

第 17 条 医療技術部に医療技術部長、副医療技術部長を置き、それぞれ病院長が指名する者をもって充てる。

2 医療技術部長は、病院長の命を受けて医療技術部に関する業務を統括し、所属職員を監督する。

3 副医療技術部長は、医療技術部長を補佐し、医療技術部長不在のときはその職務を代行する。

4 医療技術部における組織及び業務分掌は、別に定める。

(事務部)

第 18 条 病院の事務は、国立大学法人神戸大学事務組織規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)の定めるところにより、医学部事務部において処理する。

(細則)

第 19 条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 24 日)

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2. 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 52 条の規定に基づき，神戸大学(以下「本学」という。)における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第 2 条 本学において徴収する授業料(幼稚園にあつては，保育料。以下同じ。)，入学料(幼稚園にあつては，入園料。以下同じ。)及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
学部	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院の研究科(法学研究科実務法律専攻を除く。)	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000 円	282,000 円	30,000 円
乗船実習科	6 か月につき 267,900 円	169,200 円	18,000 円
幼稚園	年額 73,200 円	31,200 円	1,600 円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200 円	56,400 円	9,800 円
特別支援学校の高等部	年額 4,800 円	2,000 円	2,500 円
科目等履修生・聴講生	1 単位につき 14,800 円	28,200 円	9,800 円
研究生	月額 29,700 円	84,600 円	9,800 円
特別聴講学生	1 単位につき 14,800 円	/	/
特別研究学生	月額 29,700 円	/	/

- 神戸大学教学規則(以下「教学規則」という。)第 22 条第 4 項(教学規則第 72 条において準用する場合を含む。)の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。)とする。
- 学部において，出願書類等による選抜(以下「第一段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第二段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 4,000 円とし，第二段階目の選抜に係る額は 13,000 円とする。
- 法学研究科実務法律専攻において，第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし，第二段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。
- 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において，入学を許可するための試験，健康診断，書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は，次の表のとおりとする。

区分	検定料
小学校	3,300 円
中等教育学校の前期課程	5,000 円
特別支援学校の小学部	1,000 円

特別支援学校の中学部	1,500 円
------------	---------

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700 円	900 円
小学校	1,100 円	2,200 円
中等教育学校の前期課程	1,300 円	3,700 円
中等教育学校の後期課程	2,400 円	7,400 円
特別支援学校の小学部	500 円	500 円
特別支援学校の中学部	600 円	900 円
特別支援学校の高等部	700 円	1,800 円

- 7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000 円とする。
ただし、編入学において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は7,000 円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000 円とする。
- 8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区分	学生寮等の名称	寄宿料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮	月額 5,900 円
	住吉寮, 女子寮, 国維寮, インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積 15 m ² 未満), 国際交流会館(ユニット単身室)	月額 18,000 円
	インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積 15 m ² 以上)	月額 21,000 円
居室が世帯用の場合	国際交流会館(夫婦室)	月額 9,500 円
	国際交流会館(家族室)	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス(夫婦室)	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス(家族室)	月額 49,000 円

- 2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和2年3月24日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

3. 神戸大学学生健康診断規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第 2 条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(以下「保健管理部門」という。)が行う。

(健康診断の種類)

第 3 条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長(以下「保健管理部門長」という。)が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第 4 条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第 5 条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第 6 条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第 7 条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第 8 条 第 3 条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

判定区分		
生活規正の面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

6. 神戸大学学生懲戒規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 17 年 3 月 17 日 平成 19 年 12 月 25 日

平成 22 年 3 月 23 日 平成 27 年 3 月 31 日

令和 6 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条の 2(第 72 条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第 3 条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第 5 条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、大学教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第 6 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。

イ 有期の停学 期限を付すもの

ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第 7 条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
- (2) 学位論文審査の受審
- (3) 本学の施設及び設備の利用
- (4) 課外活動団体での活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
- (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
- (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
- (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動

3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

第8条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ)は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(登校の停止)

第9条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

(部局等の長の指導)

第10条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により厳重注意その他の指導を行うことができる。

(自主退学・休学)

第11条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

(懲戒の発議)

第12条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下「規程」という。)第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。

4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べるることができる。

5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

第13条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

第14条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第15条 学長は、第12条第5項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第16条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分のお知らせは、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 17 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する記録)

第 18 条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

- 2 証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第 19 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第 20 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日)

この規則は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第 7 条第 1 項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 25 日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

7. 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(平成 18 年 1 月 24 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等(以下「学生等」という。)が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次のイからへまでに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境(以下「教育研究環境等」という。)を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産、育児若しくは不妊治療を受けること、又は育児休業制度若しくは介護休業制度の利用等を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布、性的指向又は性自認に関する侮辱等により人格又は人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと、又は障害を理由とする差別により障害者の権利利益を侵害することをいう。

へ 性暴力 次に掲げるものをいう。

(イ) 上記イを含め、職員又は学生等が他の職員又は学生等に、相手の意に反する性的な行為等(性交等、わいせつな言動等)を行うことをいう。

(ロ) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和 3 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為をいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 各機構、国際人間科学部、医学部、各研究科、高等学術研究院、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、附属学校部、各学内共同教育研究推進組織、各学内共同管理・支援組織、戦略企画室、産官学連携本部、地域連携推進本部、DX・情報統括本部、カーボンニュートラル推進本部、ウェルビーイング推進本部、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 18 条第 1 項の規定により設置される室、事務局(監査室及び内部統制室を含む。)、文理農等キャンパス事務部及び社会科学系事務部をいう。

(学長の責務)

第 2 条の 2 学長は、職員及び学生等が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

(担当理事の責務)

第2条の3 ハラスメント担当の理事(以下「担当理事」という。)は、学長の指示に基づき、ハラスメントの防止等に関し総括する。

- 2 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。
- 3 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。
- 4 担当理事は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(部局の長の責務)

第2条の4 部局の長は、部局におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

- 2 部局の長は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。
- 3 部局の長は、職員に対し、自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。
- 4 部局の長は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(管理監督者の責務)

第2条の5 職員を管理若しくは監督又は学生等を指導する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は、当該管理若しくは監督する職員又は指導する学生等に対し、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。
- (2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(職員及び学生等の責務)

第2条の6 職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

- 2 職員及び学生等は、この規程並びにこの規程に基づく部局の長若しくは管理監督者の指示又は指導に従い、ハラスメントの防止等に協力し、並びに次条第4項に規定するハラスメント調査委員会及び同条第6項に規定する全学ハラスメント調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(ハラスメント防止・対策本部)

第3条 大学に、ハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメント防止・対策本部(以下「防止・対策本部」という。)を置く。

- 2 防止・対策本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 担当理事
- (2) 学長が指名する理事(前号の理事を除く。)
- (3) 事務局長
- (4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長
- (5) その他学長が必要と認めた者

- 3 防止・対策本部に本部長を置き、担当理事をもって充てる。

- 4 防止・対策本部は、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、加害者とされた人が所属する部局(以下「特定部局」という。)の長にハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置等を指示する。

- 5 前項の規定により、防止・対策本部から調査委員会の設置以外の対応に係る指示を受けた特定部局の長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止・対策本部に報告するものとする。

- 6 前2項の規定にかかわらず、防止・対策本部は、ハラスメントに関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へ全学ハラスメント調査委員会(以下「全学調査委員会」という。)の設置を要請することがある。

- 7 防止・対策本部は、必要に応じ、相談事項への対応等を、相談員に報告するものとする。

(防止委員会)

第4条 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 担当理事

(2) 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人

(6) その他学長が必要と認めた者

3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談への対応状況に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

4 第2項第2号、第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。

5 第2項第2号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 防止委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

9 防止委員会において、ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 部局の長及び部局選出の評議員

(2) 神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条に定める者

(3) 部局の長から指名された職員

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー

2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。

3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。

(2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。

(3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告すること。

4 相談員は、学長が委嘱する。

5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

(調査委員会)

- 第6条 第3条第4項の規定に基づく調査委員会は、特定部局以外の部局に所属する職員1人以上を含む3人以上の委員をもって組織する。
- 2 前項の特定部局に所属する委員については、特定部局の長が指名する。
 - 3 第1項の特定部局以外の部局に所属する委員については、特定部局の長が、当該部局の長に選出を依頼し、選出された者に委員を委嘱する。
 - 4 特定部局が複数ある場合は、特定部局の長が協議の上、委員の指名又は委嘱を行うものとする。
 - 5 前3項の規定により委員を指名又は委嘱することが適当でない場合は、本部長が委員を指名するものとする。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
 - 7 調査委員会の調査に関して、特定部局の長は、中立の立場を維持するものとする。
 - 8 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、特定部局の長を通じて調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
 - 9 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
 - 10 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該調査委員会に再調査等を指示、又は全学調査委員会を設置することができる。
 - 11 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
 - 12 調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
 - 13 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
 - 14 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
 - 15 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
 - 16 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学調査委員会)

- 第7条 第3条第6項の規定に基づき学長が設置する全学調査委員会は、3人以上の委員をもって組織する。
- 2 委員長は、学長が指名する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
 - 4 全学調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
 - 5 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
 - 6 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該全学調査委員会に再調査等を指示することができる。
 - 7 全学調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
 - 8 全学調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
 - 9 全学調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
 - 10 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

11 全学調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

12 その他全学調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調査結果への対処)

第8条 学長は、調査委員会及び全学調査委員会（以下「調査委員会等」という。）の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

2 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。

3 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人が所属する部局の長及び特定部局の長に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発及び再発防止のための活動)

第8条の2 担当理事及び防止・対策本部は、この規程の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

2 担当理事及び防止・対策本部は、ハラスメントの発生状況を踏まえ、発生した原因を分析し、再発防止策を講ずるものとする。

(調査結果等の取扱い)

第9条 調査委員会等の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

(関係者に対する規程の準用)

第10条の2 職員であった者、学生等であった者その他の関係者(学長が別に定める者に限る。)からのハラスメントに関する相談については、この規程を準用する。

2 前項の場合において、職員であった者は、在職しなくなったときから1年以内、学生等であった者は、在籍しなくなったときから1年以内に限り、相談することができるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(事務)

第11条 ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事課又は学務部学生支援課において行う。

2 第3条第4項の規定に基づく調査委員会に関する事務は、特定部局の事務部において行う。

3 前項の特定部局が複数ある場合には、特定部局の長が協議の上、事務を行う事務部を決定する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年1月24日から施行する。

2 国立大学法人神戸大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年4月1日制定。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

3 この規程施行の際現に旧規程第3条の規定により任命されているセクシュアル・ハラスメント防止委員会委員は、この規程第3条の規定により任命された防止委員会委員とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、文学部、発達科学部、理学部、工学部、海事科学部、経済学研究科、自然科学研究科及び国際協力研究科の委員については平成18年10月31日まで、国際文化学部、農学部、経済経営研究所、法学研究科、経営学研究科及び医学系研究科の委員については平成19年10月31日までとする。

- 4 この規程施行の際現に旧規程第4条の規定により委嘱されている相談員は、この規程第5条の規定により委嘱された相談員とみなす。

附 則(令和 年 月 日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

1. 奨学金制度

独立行政法人日本学生支援機構

人材の育成と教育の機会均等の趣旨に従って、人物・学業ともに優れた者であって、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸与することにより、修学の援助を行っています。

大学では、経済状況、学業及び人物を総合して選考の上、日本学生支援機構に推薦しています。

詳細は、「学生生活案内」もしくは、こちらのホームページで確認できます。

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/scholarship/jasso.html>

地方公共団体・民間奨学財団等

日本学生支援機構の奨学金のほかに、地方公共団体や民間奨学財団等による奨学金制度があります。地方公共団体の奨学金には、その地方の出身者であること、又は保護者が居住している場合等の条件があります。また、民間奨学財団等の奨学金には、その財団等の設立趣旨に従って対象の学部・学年等を指定するものがあります。奨学金の募集の詳細（応募資格、出願書類、提出期限等）については、その都度掲示等でお知らせします。

詳細は、こちらのホームページで確認できます。

<https://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/scholarship/others.html>

医学生修学資金

法務省、厚生労働省、都道府県等が募集しているもので、指定された施設、保健所、病院等に従事しようとする人に対して奨学金が貸与され、必要期間在職すれば返還が免除されます。募集の詳細（応募資格、出願書類、提出期限等）については、その都度掲示等でお知らせします。

2. 授業料免除制度

経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

免除者の選考は、各期（前期分は4月、後期分は10月）ごとに行い、出願に関する手続き等の詳細は、掲示及び神戸大学ホームページでお知らせします。

なお、学資負担者の死亡、あるいは本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難な場合は、別途免除を申請できることがあります。

3. 学生の心得

(1) 学生証

学生証は常時携帯してください。学生証は卒業（修了）・退学・除籍などにより学籍を離れるときは、直ちに返却してください。

また、学生証の紛失、破損、改姓、氏名漢字の変更等又は有効期限が過ぎたときは、その理由を記し、教務学生係に再交付の申請をしてください。学生証の再交付を受けた者で、図書館を利用している場合は、IDとパスワードの再登録を図書館に申請してください。

なお、通学定期の購入の際には、購入窓口に学生証と通学証明書の双方を提出してください。

(2) その他の証明書

在学証明書、学割証（年間1人15枚を限度）については、鶴甲第一キャンパス及び楠キャンパス学生ホールに自動発行機が設置されているので、それにより発行できます。（学生証必要、利用可能時間9：00～17：00）在学証明書、卒業見込み証明書、学割証、通学証明書、仮受験票以外の証明書については、教務学生係へ申し込んでください。

(3) 身上異動・住所変更届

住所変更等の場合はただちに所定の用紙にて教務学生係に届け出てください。

(4) 授業料の納付について

授業料は、口座振替により、お届け口座から引き落とされます。

(5) 学生用ロッカーの使用について

学部生については、2年次以降、各学年に学生用ロッカーがあるので所定の時期に鍵の受け払いを行います。（前年度使用の鍵を返却しない場合、次年度の鍵は渡せません。）

なお、盗難事故が多いので鍵は必ずかけてください。貴重品はロッカー内に置かないで身につけておくよう留意してください。鍵を紛失した場合は速やかに教務学生係まで申し出てください。

(6) 学生に対する告知

学生に伝達すべきあらゆる事項は、すべて掲示板により周知するので、日頃から掲示内容を必ず熟読してください。

(7) 定期健康診断等について

学生は、年1回大学で実施する定期健康診断及び予防接種・診断等を必ず受けなければなりません。未受検の場合、実習等が受けられないことがあるので注意してください。

(8) 敷地内等禁煙について

楠地区では、敷地内禁煙となっていますので、全学生は敷地内禁煙に関する誓約書を提出してください。

4. 学生アカウント利用上の注意

本学では、入学時に学生アカウントを全員に配布しています。このアカウントはネットワークを利用したメールのやりとりや、インターネット上の情報収集、成績確認や履修届の提出、休講掲示板の閲覧等、学生生活に不可欠なものです。情報基盤センター（以下「センター」という。）からの通知書を紛失しないよう十分気をつけてください。

また、使い方を間違えると他人に多大な迷惑をかけたり、管理義務を問われることになりますので、配布されたアカウント通知書の封筒裏面及び以下に記載されている注意事項をよく読んで遵守してください。

- ・メールによる連絡

アカウント通知書に記載されているメールアドレスに対して、神戸大学からの事務的な連絡を行うことがあります。定期的にメールを読むようにしてください。

- ・配布されるアカウント通知書の管理義務

本学のアカウントは、神戸大学の全構成員に発行されています。本通知書は、本学に所属している間は、大切に保管・管理してください。本アカウントは、センターだけでなく、教務・図書館システム等において個人を認証するものであるため、複数人で共有することを禁止します。したがって、パスワードを他人に教えたり、本通知書やパスワードを書いたメモ等を人の目に触れるところに放置しないようにしてください。本通知書を紛失した場合は、速やかにセンターにて、再交付の手続きをしてください。

- ・教育・学術・研究に関係のない利用の禁止

本学のネットワークは、学術情報ネットワークの一部です。営利目的など、教育・学術・研究目的及びそれを支援する目的以外の使用は禁止されています。

- ・迷惑メールの禁止

転送を強要する回覧メールや不特定多数対象のメール送信などは禁止されています。

- ・「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」の遵守

本学で定めている「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」の内容を遵守してください。

- ・Web ページ作成時の注意

Web ページはインターネットを通して広く一般の人に公開されるため、さまざまな注意が必要です。不用意な情報を掲載すると、場合によっては訴訟などの対象にされることもあり得ます。

- ・センターからの連絡

電子メール、インターネットを利用する場合の注意事項については、センターWeb ページ <http://www.istc.kobe-u.ac.jp/> に詳しく掲載していますのでよく読んでください。

なお、機器の利用停止日等の連絡も上記 Web ページ上で行いますので、定期的にチェックするようにお願いします。

5. 敷地内等禁煙に関する誓約書

年 月 日

神戸大学大学院医学研究科長 殿

神戸大学医学部長 殿

神戸大学医学部附属病院長 殿

私は、本日以降、楠地区事業場敷地内及び周辺道路等において、一切喫煙しないことを誓約するとともに、万が一、違反した場合においては、相応の処分を受けることについて、同意いたします。

所 属

職 名

氏 名

印

6. 飲酒に関する注意喚起について

本学学生が課外活動終了後、飲食をした後の帰宅途中、お酒を飲みすぎたため、記憶がないまま、電車の線路上で横になって寝てしまい、頭上を電車が通過するという事故がありました。幸い命を落とすような事故には至らず軽傷で済みましたが、電車が遅れるなど多大な迷惑を掛ける結果を招きました。一步間違えば死亡事故につながる大変危険な事故にもなります。

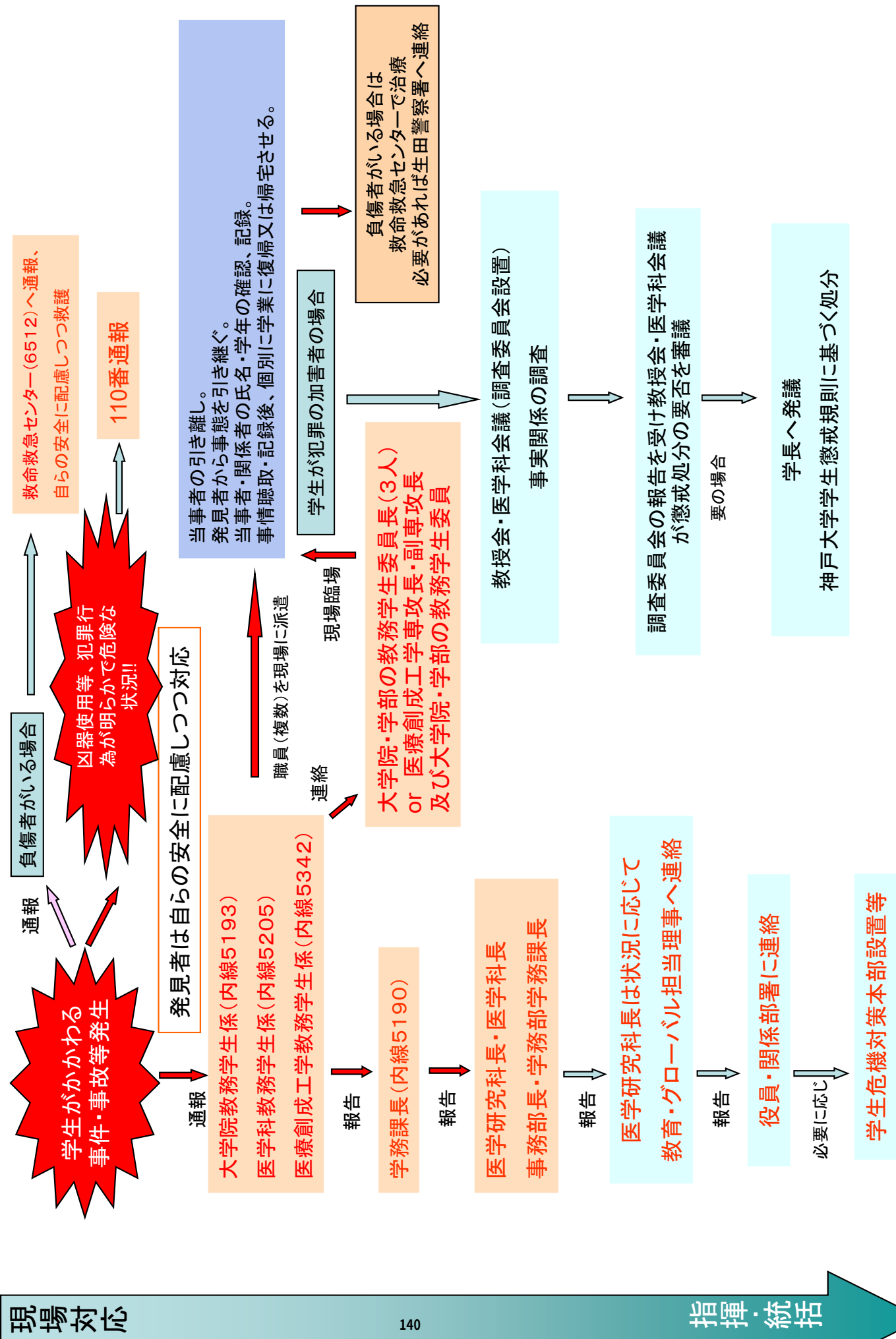
このような課外活動に関わる事故は、本人にとって不幸であることはもちろん活動自粛・活動停止にもなりかねないので、十分注意してください。

特に、長期休業中は、気持ちが緩み、羽目を外しすぎる時期でもありますので、有意義な課外活動を実施するとともに、飲酒については、下記のことを必ず遵守するよう、周知徹底してください。

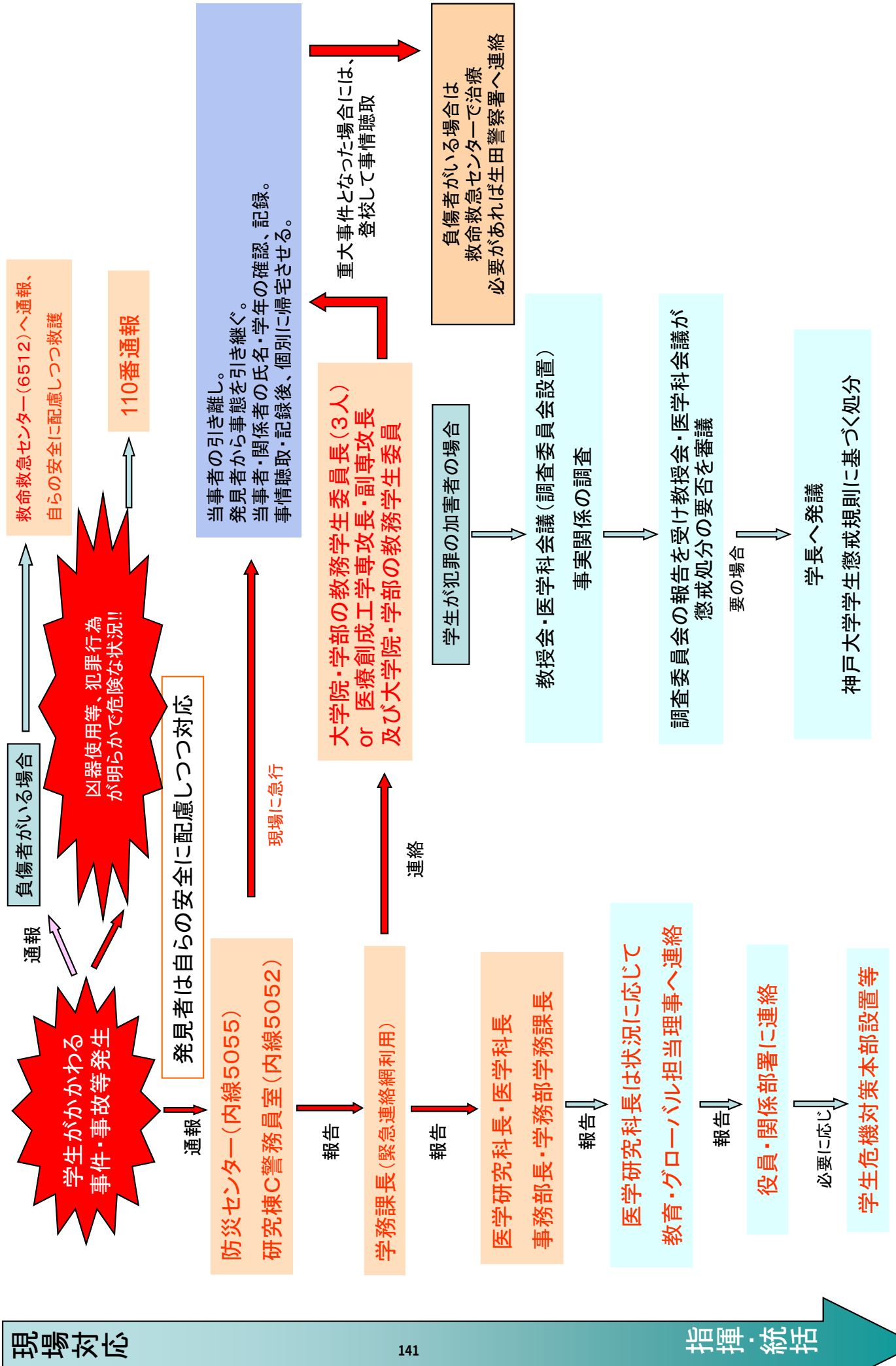
記

- 未成年（20歳未満）の飲酒の禁止。
- 心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込む飲酒の強要の禁止。
- イッキ飲み、イッキ飲ませの禁止。
- 飲酒を断れない雰囲気を作ったり、本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめるなどの飲めない人への配慮を欠く行為の禁止。
- 酔ったうえでの周囲への迷惑行為の禁止。
- 飲酒后、自動車・バイク・自転車の運転の禁止。
- 20歳以上の学生についても節度ある飲酒をすること。
- 飲酒により酔った知人・部員がいる場合には、自宅・下宿まで連れて帰るなど、場合に寄れば介抱をすること。

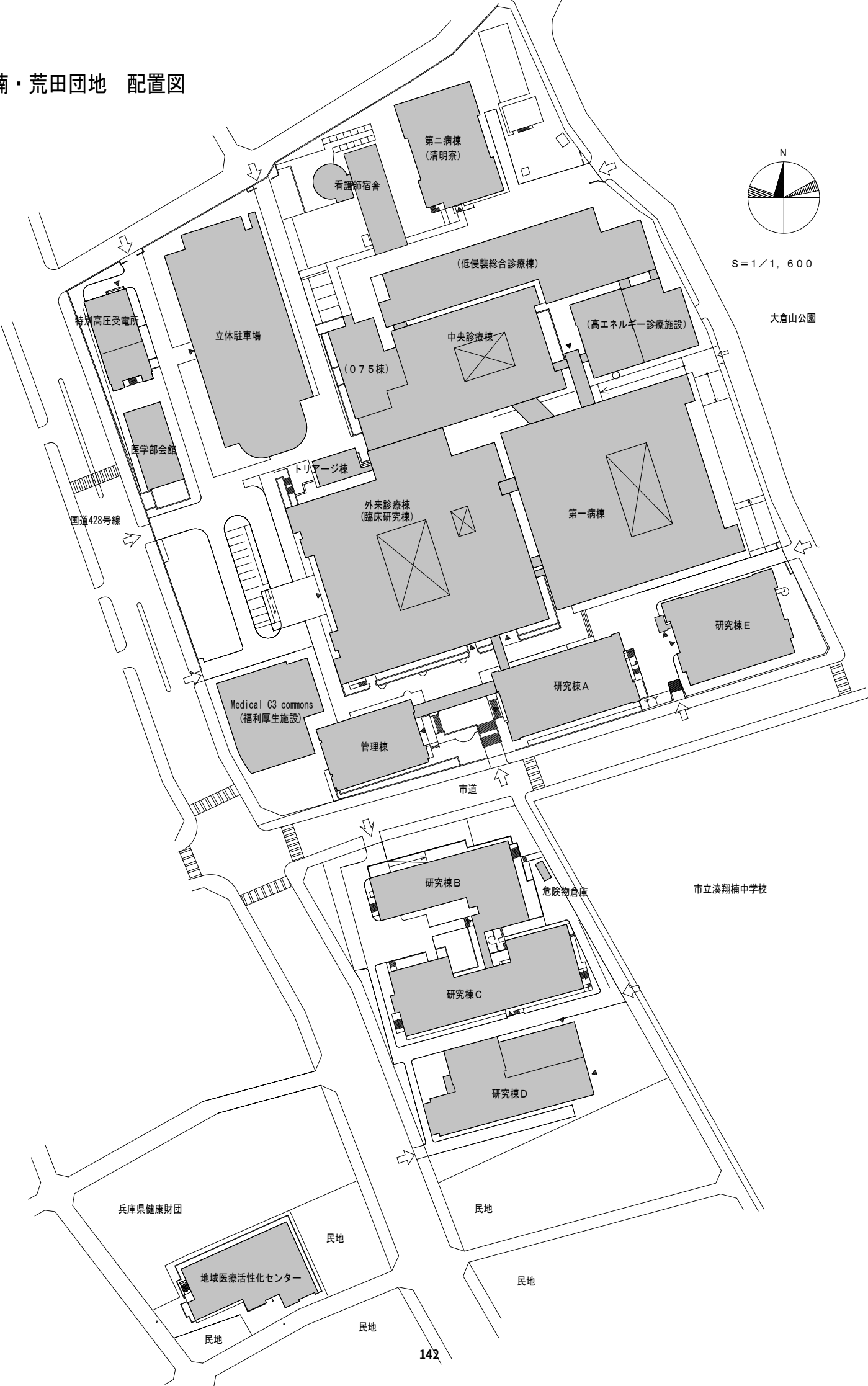
8. 学生がかかわる事件・事故等対応マニュアル(平日昼間)



8. 学生がかかわる事件・事故等対応マニュアル(休日及び夜間)



楠・荒田団地 配置図



【医学部管理棟】
（附属図書館分館）

6F	研究科長・医学部長室 病院長室 事務部長室 〔総務課〕 研究科総務係、病院総務係 秘書室、研修支援係
5F	（総務課） 人事係、職員係、福利厚生係 （施設管理課） 施設企画係、施設係、設備係 〔管理課〕 会計総括係、経理係 研究科契約係、病院契約係 〔病院経営企画課〕 財務管理グループ 経営企画分析グループ
4F	〔学務課〕 学事・国際交流グループ 教務学生グループ、医療創成 工学教務係 （研究支援課） 研究企画係、研究支援係
3F	附属図書館医学分館 医学情報管理係 医学情報サービス係 カウンター
2F	開架閲覧室
1F	附属図書館医学分館 医学情報管理係 医学情報サービス係 カウンター
B1F	附属図書館医学分館 書庫

【研究棟A】

臨床研究推進センター 感染治療学、消化器内科学 病因病態解析学 乳腺内分泌外科学
医療経済・病院経営学 放射線腫瘍学 肝胆腔外科学
血液内科学 移植医療部
先端緩和医療学、呼吸器外科学 リハビリテーション機能回復学
RI施設 共同研究施設

【研究棟B】

9F	消化器内科学 腫瘍・血液内科学 放射線腫瘍学 創薬科学 （科学技術イノベーション研究科）
8F	循環器内科学 医療イノベーション研究 （科学技術イノベーション研究科）
7F	細胞生理学 分子脳科学 脳神経内科学分野
6F	膜動態学 幹細胞医学
5F	免疫学 生理学 研究推進支援室
4F	臨床ウイルス学 薬理学
3F	感染制御学 共同研究施設 第四実習室
2F	分子細胞生物学 共同会議室 第二講堂
1F	情報センター 大会議室 第一講堂
B1F	法医学 法医学

【研究棟C】

	神経分化・再生	
	生化学・ シグナル統合学	糖尿病・内分泌内科学 健康創造推進分野
	病理学	質量分析総合センター 医療創成工学専攻
	法医学	分子疫学 バイオロジクス探索研究 （科学技術イノベーション研究科）
	生体構造解剖学 第三実習室	生体構造解剖学
	次世代国際交流 センター	守衛室 第二実習室

【研究棟D】

4F	動物実験施設	動物実験施設
3F	動物実験施設	動物実験施設
2F	動物実験施設	生理学
1F	動物実験施設	生理学

【第一病棟】

RF	屋上ヘリポート
11F	11階北・11階南 スタッフステーション、病室
10F	10階北・10階南 スタッフステーション、病室
9F	9階北・9階南 スタッフステーション、病室
8F	8階北・8階南 スタッフステーション、病室
7F	7階北・7階南 スタッフステーション、病室

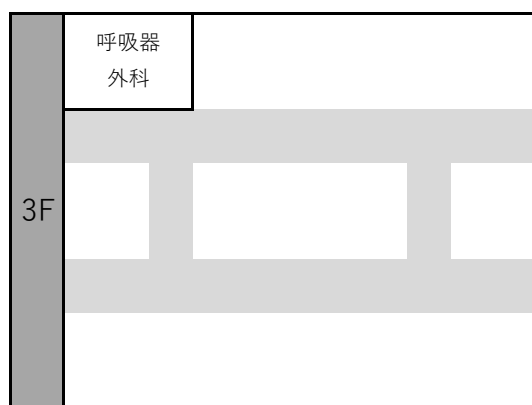
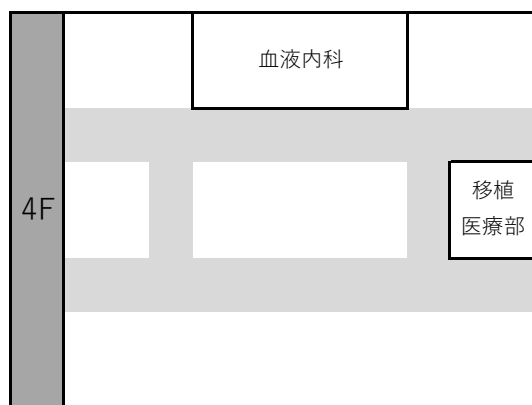
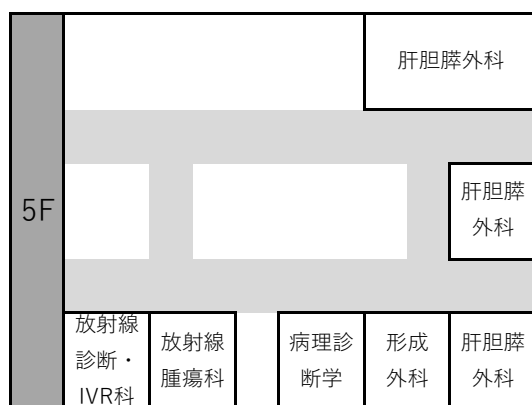
【中央診療棟】

【外来診療棟】

(O 7 5 棟)											
9F		(低侵襲総合診療棟)		(中央診療棟)	(高エネルギー診療棟)	6F	呼吸器内科学、免疫内科学、 糖尿病・内分泌内科学、腎臓内科学、 脳神経内科学、腫瘍・血液内科学 放射線診断学、小児科学、皮膚科学、 精神医学、立証検査医学（シスメックス） 大講義室	←接続→	6F	6階北・6階南 スタッフステーション、病室	
8F		5F	病理部	滅菌センター	5F	循環器内科学、総合内科学 心臓血管外科学、小児外科学 整形外科科学、眼科学、 腎泌尿器科学、口腔外科学 B講義室	←接続→	5F	5階北・5階南 スタッフステーション、病室		
7F	形成外科学										
6F	医療情報部 〔医事課〕 医療情報係	4F	総合周産期母子医療センター（産科婦人科外来、 新生児集中治療室（NICU, GCU）、 産科病棟（MFICU））		4F	食道胃腸外科学、脳神経外科学、 耳鼻咽喉科頭頸部外科学、 産科婦人科学、麻酔科学、 災害・救急医学 第1会議室、第2会議室、第3会議室 A講義室	←研究棟A棟と渡り廊下で接続→	4F	4階北・4階南 スタッフステーション、病室		
5F	総合臨床教育センター 研修医室		手術部					←接続→			
4F	輸血・細胞治療部	3F			3F	看護部、手術部 臨床研究推進センター 〔外来〕精神科神経科、 耳鼻咽喉・頭頸部外科、 形成外科、美容外科、 リウマチセンター	←接続→	3F	救急・集中治療センター （ICU, HCU） 腎・血液浄化センター （人工透析室）		
3F	不整脈センター 医療技術部長室	2F	光学医療診療部 腫瘍センター（腫瘍・血液内科、 通院治療室、サテライト薬局） 麻酔科・ペインクリニック科 遺伝子診療部	検査部	2F	リハビリテーション部 親と子の心療部 〔外来〕内科、外科、 脳神経外科、小児科、皮膚科、 リハビリテーション科	←接続→	2F	〔外来〕歯科口腔外科 口腔機能管理センター 緩和ケアセンター 院内学級 医療の質・安全管理部 栄養相談室 IMCC 〔医療支援課〕 患者支援センター事務室		
2F	感染制御部 検査部（超音波検査室） 臨床研究推進センター		放射線部 （レントゲン検査、CT検査、IVR） 〔外来〕 放射線腫瘍科				←接続→				
1F	救命救急センター 臨床研究推進センター 感染制御部	1F			1F	総合案内、外来予約センター（CT・MR・PET・アイソトープ）、医療相談室、 証明書発行窓口、ATM 救命救急センターくすのきCLUB 〔外来〕総合内科、泌尿器科、眼科、 看護外来 患者相談窓口 〔医事課〕 〔医療支援課〕	←接続→	1F	〔外来〕整形外科、リハビリテーション科、 放射線診断科・IVR科 物流センター （医療材料・ME機器・リネン） 〔管理課〕物流管理係 患者支援センター 防災センター、ホスピタルホール、 ボランティア室 喫茶、コンビニ、売店（衛生材料）、 宅配便、図書コーナー		
B1F		B1F	放射線部（アイソトープ検査室）		B1F	薬剤部、カルテ室、医療情報部 職員・外来食堂、理容室、美容室 研修センター	←接続→	B1F	栄養管理部 物流センター（ベッド）		

病棟・医局等の配置案内図

臨床研究棟 A



病棟・医局等の配置案内図

外来診療棟

